
沼田市第4次男女共同参画計画 (案)

令和3年1月現在

沼田市

～ 目 次 ～

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 男女共同参画に関わる動向	2
(1) 世界の動き	2
(2) 日本の動き	3
(3) 群馬県の動き	3
(4) 沼田市の取組	4
3. 計画の性格	5
4. 計画の期間	5
5. 沼田市を取り巻く現状	6
(1) 人口の推移	6
(2) 出生の状況	8
(3) 女性の労働力率	8
(4) 方針決定の参画状況	9
(5) 女性相談及び配偶者等からの暴力の状況	10
(6) 第3次計画目標指標の達成状況	11
6. 男女共同参画に関する市民意識調査結果抜粋	12
(1) 男女平等に関する意識について	12
(2) 家庭生活について	14
(3) 子育てや介護について	17
(4) 就業について	19
(5) 社会活動・地域活動などについて	21
(6) 人権などについて	23
(7) 男女共同参画について	27

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	29
2. 基本目標と施策の方向性	30

第3章 施策の内容

基本目標1. 一人ひとりが尊重され、支え合うまち	33
（1）男女共同参画に向けた意識づくり	33
（2）男女平等を推進する教育・学習の充実	35
基本目標2. 市民が協働し、あらゆる場に参画できるまち	37
（1）政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	37
（2）働く場における男女共同参画と仕事と生活の調和の推進【女性の活躍推進計画】	39
（3）地域における男女共同参画の推進	42
基本目標3. 互いに認め合い、安心して暮らせるまち	45
（1）生涯を通じた健康づくりの推進	45
（2）あらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】	48
（3）高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	50

第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制	53
2. 数値目標の設定	54

資料編（省略）

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

第二次世界大戦までは女性の地位は非常に低いものでした。日本国憲法により個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等が法的には整備されましたが、昭和30年から40年代の高度経済成長期では、夫が会社で長時間働き、妻が専業主婦となって家事育児を切り盛りするという性別役割分担に基づく「片働きモデル」や、結婚退職制、男女別定年制が存在していました。

昭和50(1975)年に国連が国際婦人年と定め、同年に国際婦人年世界会議(第1回世界会議)が開催され、昭和54(1979)年には第34回国連総会にて「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択されました。日本においては、昭和60(1985)年のこの条約の批准を契機に、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下「男女雇用機会均等法」という。)(昭和60年制定)や「男女共同参画社会基本法」(平成11(1999)年制定)などを制定しました。

一方、平成3(1991)年のバブル崩壊以降の景気の後退により、終身雇用制度や年功序列型賃金形態は保障されなくなり、少子化も相まって平成4(1992)年頃からは女性も外で働く「共働き世帯」が「片働き世帯」を上回るようになりました。高度経済成長期以降の都市部への人口流出も高まり、人口減少や少子高齢化が進行する地域が増加しています。

また、職場や家庭、地域活動の場においては、依然として従来の固定的な性別役割分担意識^{※1}が残っているうえ、重大な人権侵害である女性に対する暴力などの問題も生じ、男性の子育てや介護、地域活動への参加、女性の更なる社会進出など、男女がともに参画することができる環境を構築することが求められています。

さらに、平成12(2000)年頃からは、派遣などの非正規就労の増加に伴い男性や働き盛りの世代でも貧困に陥る状況が生まれたことで、それまではシングルマザーをはじめとする一部の女性と子どもの問題と考えられてきた貧困問題が、全世代に関わることとして捉えられ、その対応策が考えられるようになってきました。

本市では、平成16(2004)年に「沼田市男女共同参画計画」を策定してから、見直しを加えながら後継計画を策定し、男女共同参画社会^{※2}の実現に向けて、様々な施策に取り組んできました。

※1 固定的な性別役割分担意識：「男は仕事、女は家庭」という考え方に代表されるように、個人の個性や能力等によって役割の分担を決めることが適切であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

※2 男女共同参画社会：男女が対等な立場にある社会の構成員として、あらゆる分野における活動に参画する機会が保障されることにより、誰もが政治的、経済的、社会的及び文化的な利益(暮らしやすさ)を享受でき、かつ、ともに責任を担っていく社会のことです。なお、「参画」という言葉は、ただ参加する(その場にいる)だけでなく、自分の意思で主体的かつ積極的に加わり、男女がともに考えて実行していくことをいいます。

■これまでに見えてきた課題

平成28(2016)年に策定し、計画期間が令和2(2020)年度に終了する「沼田市第3次男女共同参画計画」の施策の取組については、市民や事業所に対して男女共同参画に関する様々な周知や意識啓発が不十分であり工夫が必要であることや、政策・方針決定過程への女性の参画と併せて男性の子育てや介護、地域活動への参加が進まなかったこと、また、多様化する課題に対応するためには関係部署・機関との連携・協働が不可欠であるが実現できていないことなど引き続き課題が残りました。

そのほかにも、新型コロナウイルス関連のものも含め、インターネット上での誹謗中傷や差別などへの積極的な対応策を今後、考えていく必要があることも認識されました。

また、令和元(2019)年11月に行った「男女共同参画社会に関する市民意識調査」からも、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識がいまだに根強く残っていることや社会の様々な分野での男女間の格差がうかがえ、更にドメスティック・バイオレンス(以下「DV」^{※1}という。)など、人権侵害の問題への取組が重要であることも再確認されました。

こうした現状を踏まえて、本市の課題や重点的に取り組むべき施策の方向を明らかにし、男女共同参画社会の実現への施策を継続的に推進するため、「沼田市第3次男女共同参画計画」を踏襲しつつ、「沼田市第4次男女共同参画計画」を策定しました。

2 男女共同参画に関わる動向

(1) 世界の動き

世界では、平成7(1995)年に北京において第4回世界女性会議が開催され、女性の地位向上のために世界各国が取り組むべき課題と具体策を示した「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。15年後の平成22(2010)年3月には、「第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)」が開催され、「国連機能強化におけるジェンダー機関の統合」等の決議が採択されました。これを受けて、平成23(2011)年1月には国連の四つの機関を統合・強化する形で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント^{※2}のための国連機関「UN Women」が活動を開始しました。

平成27(2015)年に、国連で持続可能な開発目標(SDGs^{※3})を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、ゴール5として「ジェンダー^{※4}平等とすべ

※1 ドメスティック・バイオレンス(DV)：配偶者や恋人からの暴力のこと。暴力の被害者は多くの場合女性で、女性の人権を著しく侵害する社会的問題となっています(身体的な暴力だけではなく、精神的、性的暴力なども含まれます)。

※2 エンパワーメント：エンパワーメントとは、自己決定能力や法的な力、経済力、政治的な力等、一人ひとりが力をつけることにより、グループ全体の力を高めていくような能力。

※3 持続可能な開発目標(SDGs)：Sustainable Development Goals。2015年国連サミットで採択された2016国際目標。

※4 ジェンダー：社会的性別。生まれつきの生物学的性別に対し、社会的・文化的に形成された性差。社会通念や慣習の中の「男性像」「女性像」によって作られた男女の役割や行動様式など。

ての女性・女児のエンパワーメント」を掲げるとともに、全分野においてジェンダーの視点の主流化は不可欠とされています。

また、令和2(2020)年の新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々が様々な面で大きな影響を受け、その対応に関して国連からは声明が出され、特に、女性に対する暴力防止と救済を重要項目とするよう各国政府に要請しています。

(2) 日本の動き

日本では、平成11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、それに基づく基本計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成27(2015)年には「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、男性中心型労働慣行等の変革、あらゆる分野における女性の参画拡大や安全・安心な暮らしの実現、推進体制の強化などが改めて強調されています。

社会情勢が変化する中で、男女共同参画を取り巻く課題も多様化していることから、近年「男女雇用機会均等法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」が改正されるなど、様々な制度の整備が進められています。

さらに、平成27(2015)年に働く場での活躍を希望する女性が能力を発揮できる社会の実現のため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）」が制定されました。

加えて、平成30(2018)年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、参画の遅れが指摘されている政治分野においての推進が図られることになりました。

女性の活躍推進に向けた基盤である、男性の家事・育児等への参画に向けた取組や非正規労働対策、さらには、ひとり親家庭など困難を抱える女性に対する支援、配偶者暴力など女性に対する暴力の予防と根絶などについても取組が進められています。

また、令和2(2020)年の新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々に様々な面で大きな影響を与えていますが、特に、非正規雇用者への影響や外出自粛・休業等によるDVの増加、育児・家事等の負担増加などの問題が、改めて女性の問題として浮き彫りになりました。

こうしたことを含め、国では「第5次男女共同参画基本計画」を策定しました。

(3) 群馬県の動き

群馬県では、昭和55(1980)年に「新ぐんま婦人計画」の策定、平成5(1993)年に「新ぐんま女性プラン」の策定により、女性政策の推進体制を整備しました。

平成13(2001)年には、「男女共同参画基本法」に基づく計画として「ぐんま男女共同

参画プラン」の策定、平成16(2004)年には「群馬県男女共同参画推進条例」の制定により、地域社会や職場での具体的取組の推進が図られています。

その後、「ぐんま男女共同参画プラン」は平成18(2006)年に「群馬県男女共同参画基本計画(第2次)」として改定され、平成23(2011)年に「群馬県男女共同参画基本計画(第3次)」、平成28(2016)年に「群馬県男女共同参画基本計画(第4次)」が策定されています。

平成18年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき「ぐんまDV対策基本計画」を策定、その後、改訂を経て、平成31(2019)年に「ぐんまDV対策基本計画(第4次)」が策定されています。

また、男女共同参画社会づくりの拠点として「ぐんま男女共同参画センター(愛称:とらいあんぐるん)」を設置し、県民との協働による男女共同参画社会の基盤づくりが図られてきました。令和2(2020)年には、「新型コロナウイルス感染拡大が女性に及ぼす影響に関するアンケート調査」を実施し、その実態やニーズが把握されました。

さらに、新型コロナウイルス感染者への差別が問題となったことも要因の一つとして令和2年12月に「群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例」が制定されました。

そのほかにも、多様性を尊重する取組の一環として、令和2年12月には性的少数者のカップルを公認する「ぐんまパートナーシップ宣誓制度」の導入も始まっています。

令和元(2019)年には「男女共同参画社会に関する県民意識調査」を実施し、令和2年現在「群馬県男女共同参画基本計画(第5次)」策定に向けて取り組んでいます。

(4) 沼田市の取組

本市は、平成17(2005)年に白沢村、利根村と合併しており、合併前の3市村においては、それぞれ男女共同参画に関する施策に取り組んできました。

旧沼田市においては、庁内横断的な組織として「沼田市男女共同参画庁内推進会議」を設置、また、市民等による「沼田市男女共同参画推進懇話会」を設置し、意見・提言を求め、平成16(2004)年3月に「沼田市男女共同参画計画」を策定しました。

その後、社会情勢や合併をはじめとした市の様々な状況変化に伴う見直しを行い、平成23(2011)年に「沼田市第2次男女共同参画計画」、平成28(2016)年に「沼田市第3次男女共同参画計画」を策定し、各施策の推進に取り組んできました。

平成19(2000)年からは、「北毛地域人権啓発活動ネットワーク協議会」との共催により、男女共同参画セミナーとして講演会及び講座を開催し、男女共同参画社会の形成に向けた情報や学習機会を提供し、意識啓発を図る取組を継続してきました。平成30(2018)年度から令和元(2019)年度には「男女共同参画の視点から見る沼田の貧困」をテーマとし、参加者が主体的にグループワークを行い、その調査や考察の成果を発表する実践的な取組が行われました。令和2年(2020)年、世界中に蔓延した新型コロナ

ウイルスの影響により、貧困問題は重要なテーマになっていく可能性があります。

平成29(2017)年には、広く市民の意見を反映させながら計画を推進するため、有識者や市民代表で組織される「沼田市男女共同参画推進委員会」を設置し、施策の実施状況等に対する意見を求め、取組を進めています。

令和元(2019)年には、「沼田市第3次男女共同参画計画」の見直しにあたり、「男女共同参画社会に関する意識調査」を実施しました。

3 計画の性格

本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」、「第5次群馬県男女共同参画基本計画」及び「沼田市第六次総合計画」との整合性に配慮するとともに、本市における「男女共同参画社会に関する市民意識調査」や意見公募（パブリックコメント）を実施し、「沼田市男女共同参画推進委員会」、「沼田市男女共同参画庁内推進会議」等の意見・助言などを基に策定するものであり、男女共同参画社会の実現に向けた総合的、包括的な施策に取り組む指針となるものです。

また、本計画は「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」（DV対策基本計画）として一体的に策定するものです。

さらに、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として一体的に策定するものです。

この計画の推進にあたっては、常に社会情勢の変化や環境の変化に柔軟に対応していくものとします。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

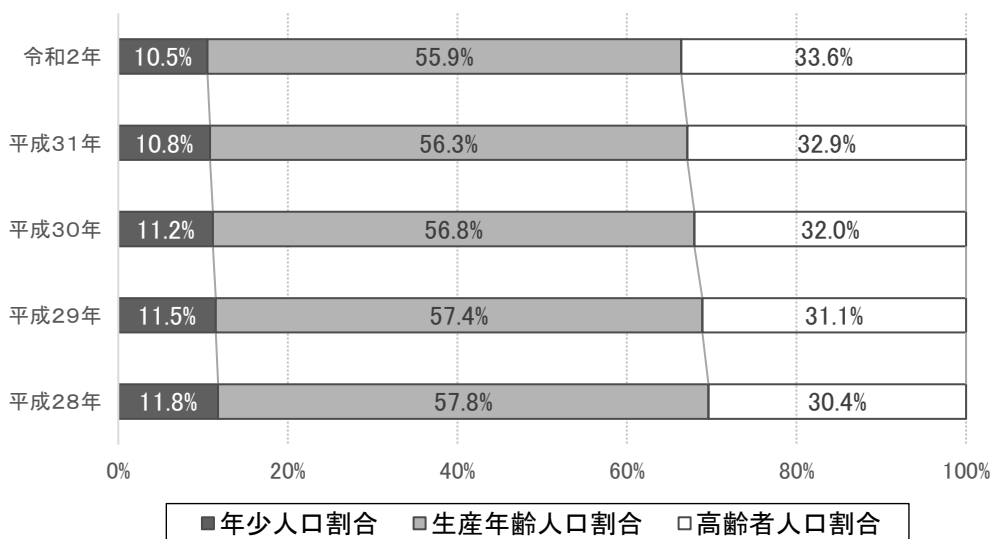
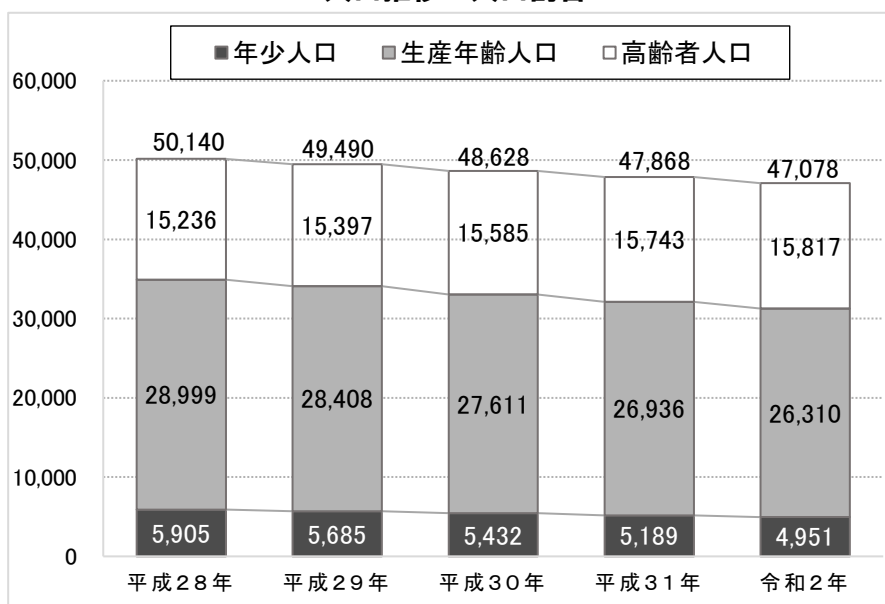
5 沼田市を取り巻く現状

(1) 人口の推移

本市の人口は、年々減少しています。

また、本市の人口構造は、少子高齢化に伴い、年少人口割合（15歳未満）及び生産年齢人口割合（15歳以上65歳未満）が減少しているのに対して、高齢者人口割合（65歳以上）が年々増加しています。

＜人口推移・人口割合＞



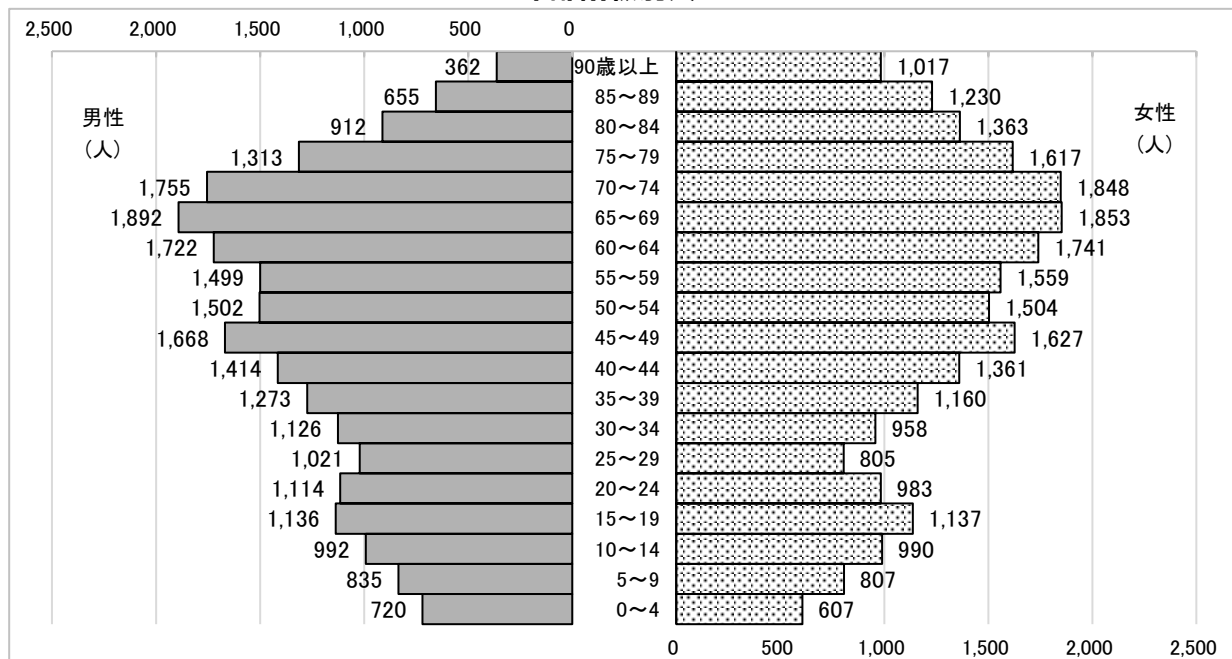
資料：住民基本台帳（外国人登録含む 各年4月1日現在）

年齢階級別では、男性、女性ともに65～69歳が多くなっています。一方、25～29歳と0～9歳が少ないことが分かります。

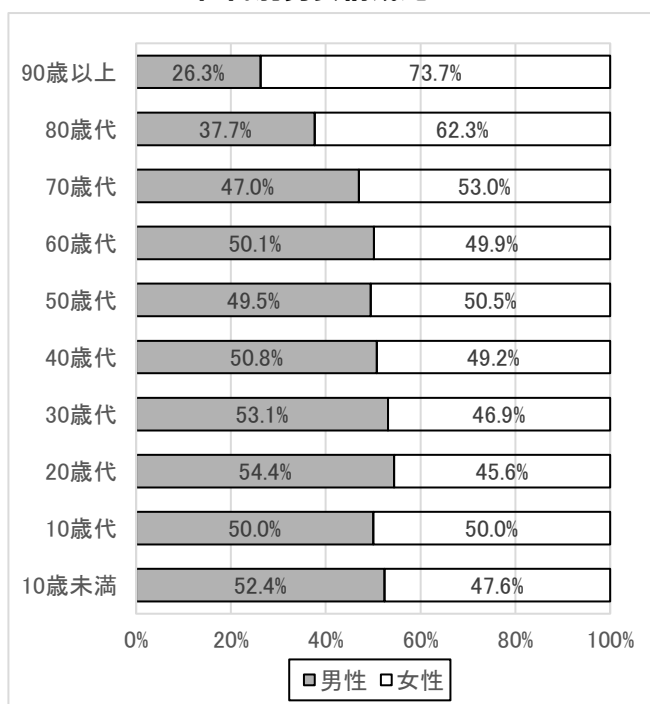
世代別にみると、特に、70歳代以上は女性の割合が男性の割合を上回っています。

しかし、20～30歳代では、女性の割合が低くなっており、出産・子育て期の女性が市内には少ない状況があります。

<年齢階級別人口>



<世代別男女構成比>



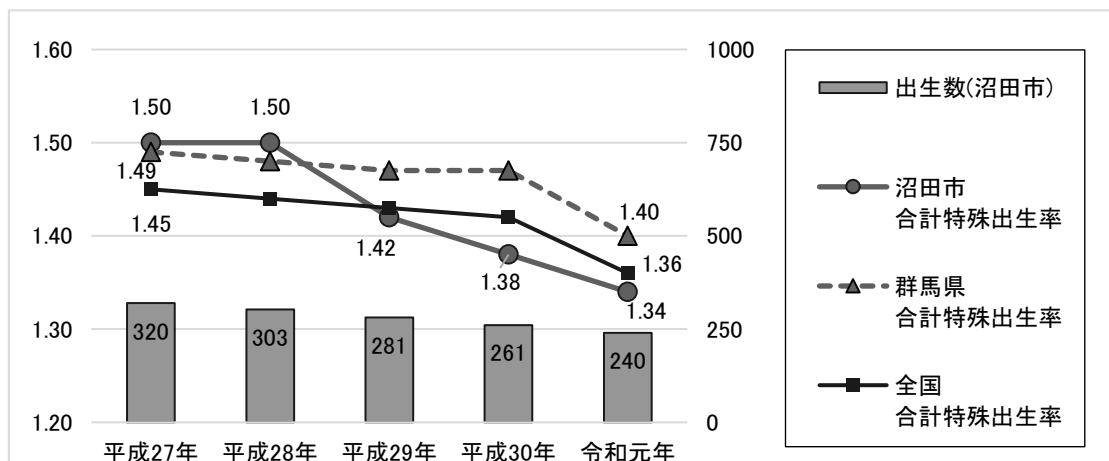
資料：住民基本台帳（外国人登録含む 令和2年4月1日現在）

(2) 出生の状況

本市の出生数は徐々に減少しており、令和元(2019)年には240人となっています。本市の合計特殊出生率は平成29(2017)年以降、全国や群馬県を下回って推移しています。

合計特殊出生率=15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が一生の間に何人子どもを産むかを表す。

<出生の状況>



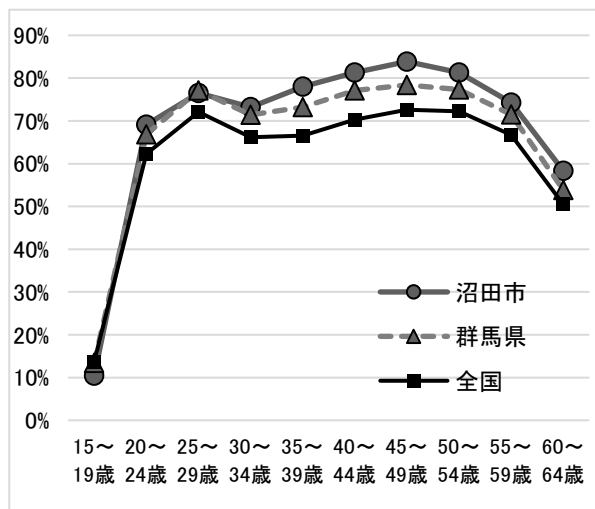
資料：群馬県人口動態統計概況

(3) 女性の労働力率

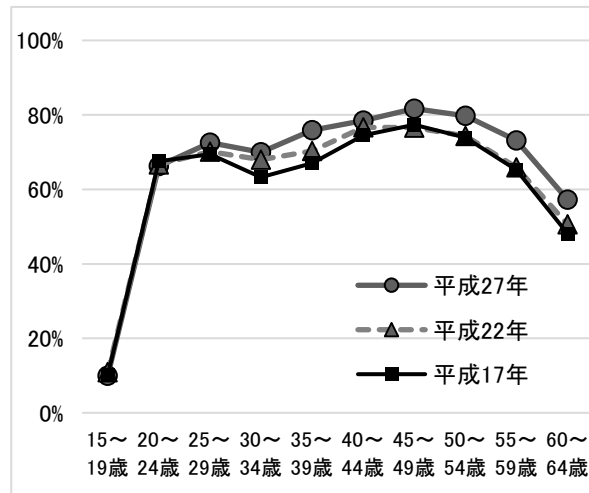
本市の女性の労働力率を年齢階級別にみると、国、群馬県と同様に、25～29歳と45～49歳の2つを頂点とし、30～34歳を谷とする「M字型曲線」を示しており、30歳代前半で結婚や出産のため離職する様子が表れているものの、以前と比べると、その落ち込み方が浅くなっており、継続して就労している割合が高くなってきています。

労働力率=労働力人口(就業者+完全失業者) / 15歳以上人口(労働力状態不詳を含む)

<国、県、本市の女性の労働力率比較(平成27年)>



<本市の女性の労働力率経年変化>



資料：国勢調査

(4) 方針決定の参画状況

本市の地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用状況をみると、令和2（2020）年では審議会等における登用では22の審議会のうち18の審議会に女性が登用されており、女性の委員数は総数337人のうち60人、女性比率は17.8%となっています。女性の参画状況比較では、依然として国・県をかなり下回っています。

自治会長（区長）の女性比率は、現在1.2%、人数は1人で、女性自治会長（区長）の参画は引き続き課題となっていることもうかがえます。

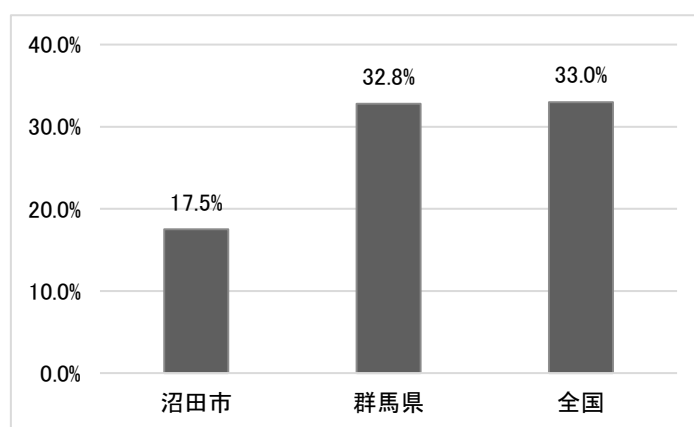
＜本市における女性の参画状況 各年4月1日現在＞

	審議会等委員の目標※1					地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況※2					市議会議員に占める女性議員の割合			自治会長(区長)に占める女性の割合		
	審議会等数	女性を含む審議会	委員数	女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	女性を含む審議会	委員数	女性委員数	女性比率(%)	議員数	女性議員数	女性比率(%)	自治会長数	女性区長数	女性比率(%)
平成28年	56	49	609	145	23.8	21	15	334	51	15.3	20	1	5.0	81	0	0.0
平成29年	56	48	609	142	23.3	21	15	334	50	15.0	20	1	5.0	81	1	1.2
平成30年	57	49	622	147	23.6	21	15	332	52	15.7	20	1	5.0	81	0	0.0
令和元年	58	52	646	156	24.1	22	17	338	59	17.5	20	1	5.0	81	1	1.2
令和2年	56	49	635	151	23.8	22	18	337	60	17.8	20	1	5.0	81	1	1.2

資料：市民協働課

- ※1 女性委員比率の目標の審議会等 ※2の地方自治法第202条の3に基づく審議会等及び要綱や規則により設置された審議会等
 ※2 地方自治法第202条の3に基づく審議会等 法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

＜女性の参画状況比較 審議会等女性比率 令和元年4月1日現在＞



資料：内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会形成又は女性に関する施策の推進状況

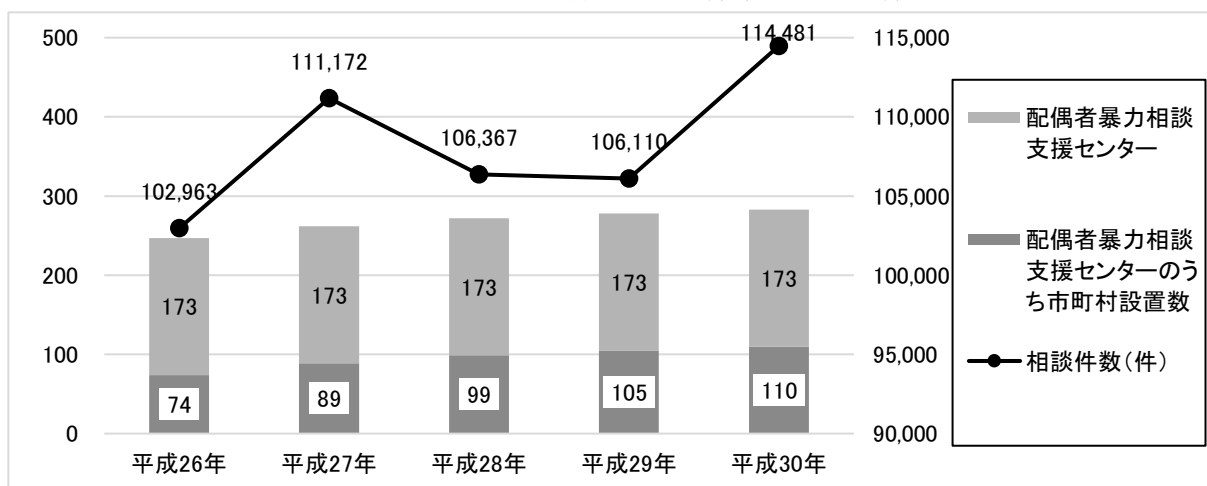
(5) 女性相談及び配偶者等からの暴力の状況

全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は、平成30(2018)年度には114,481件に増加しています。

一方、群馬県の女性相談センターに寄せられた相談件数は、平成26(2014)年度では4,288件あったものが平成30(2018)年度には3,681件と減少しており、DV相談が占める割合も減少傾向にあります。県内でも市町村による配偶者暴力相談支援センターの設置が進められており、身近な窓口への相談が増えていることが影響していると考えられます。

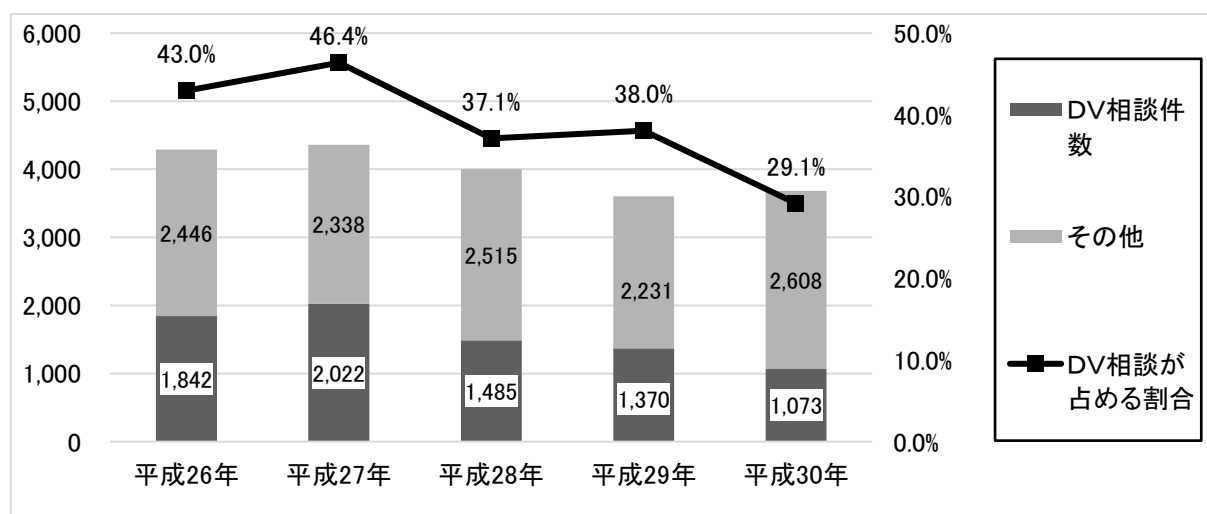
また、今回の市民意識調査の結果(23頁)でも、被害経験があっても「どこ(だれ)にも相談できなかった」人が約35%いるため、相談件数には表れていない潜在的な被害があることも見過ごせません。

＜全国の配偶者暴力相談支援センター数及び相談件数の推移＞



資料：内閣府

＜群馬県女性相談センター・女性相談所に寄せられた相談件数の推移＞



資料：群馬県

(6) 第3次計画目標指標の達成状況

基本目標	項目		現状値 (平成26年)	目標値 (令和2年)	実績 (令和元年)	目標値に対する達成度	
1 一人ひとりが尊重され、支え合えるまち	家庭生活において男女が「平等になっている」と回答した人の割合		43.4%	50.0%	47.6%	95.2%	
	社会通念・習慣・しきたりにおいて男女が「平等になっている」と回答した人の割合		24.8%	30.0%	25.2%	84.0%	
	男女共同参画に関する講演会の参加者数		81人	150人	130人	86.7%	
2 市民が協働し、あらゆる場に参加できるまち	地域社会において男女が「平等になっている」と回答した人の割合		39.1%	45.0%	44.5%	98.9%	
	現在の家庭内の役割の中で育児を「夫婦」で分担している人の割合		20.2%	30.0%	23.1%	77.0%	
	市の審議会等における女性委員の割合	※1	20.4%	30.0%	24.1%	80.3%	
		※2	13.1%	20.0%	17.5%	87.5%	
	女性活躍推進法関係	職場において男女が「平等になっている」と回答した人の割合		36.2%	45.0%	42.2%	93.8%
		市職員が育児休業制度取得した割合	男性	0%	10.0%	0%	0%
			女性	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	市職員の管理職のうち女性の割合		4.9%	20.0%	10.0%	50.0%	
	女性の区長・副区長の人数		0人	1人	1人	100.0%	
	家族経営協定の締結数		49組	60組	50組	83.3%	
3 互いに認め合い、安心して暮らせるまち	DVを経験した（「受けたことがある」、「したことがある」と回答した人の割合	身体	7.7%	0%を目指す	6.1%	79.2%※3	
		精神	10.6%		9.2%	86.8%	
		性的	3.3%		2.8%	84.8%	
		経済的	3.9%		4.2%	107.7%	
		社会的	5.4%		4.6%	85.2%	
	国民健康保険特定健康診査の受診率	男性	43.3%	60.0%	46.3%	77.2%	
		女性	54.4%	60.0%	54.3%	90.5%	
	乳がん・子宮頸がん・前立腺がん検診の受診率※4	乳がん	22.9% (15.1%)	50.0%	13.6%	27.2%	
		子宮頸がん	24.4% (14.2%)	50.0%	13.0%	26.0%	
前立腺がん		25.0% (14.1%)	50.0%	13.3%	26.6%		

- ※1 女性委員比率の目標の審議会等 ※2の地方自治法第202条の3に基づく審議会等及び要綱や規則により設置された審議会等（平成24年4月1日から調査開始）
- ※2 地方自治法第202条の3に基づく審議会等 法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。
- ※3 DV経験者の回答割合の達成度は、現状値からの減少率
- ※4 現状値(H26)及び目標値(R2)は、県推計(社保扶養者と国保加入者)を検診対象者として設定されたが、H28年度から国の受診率算定方法の変更により全市民対象となった。H26の()内は全市民を対象とした場合の参考数値

6 男女共同参画に関する市民意識調査結果抜粋

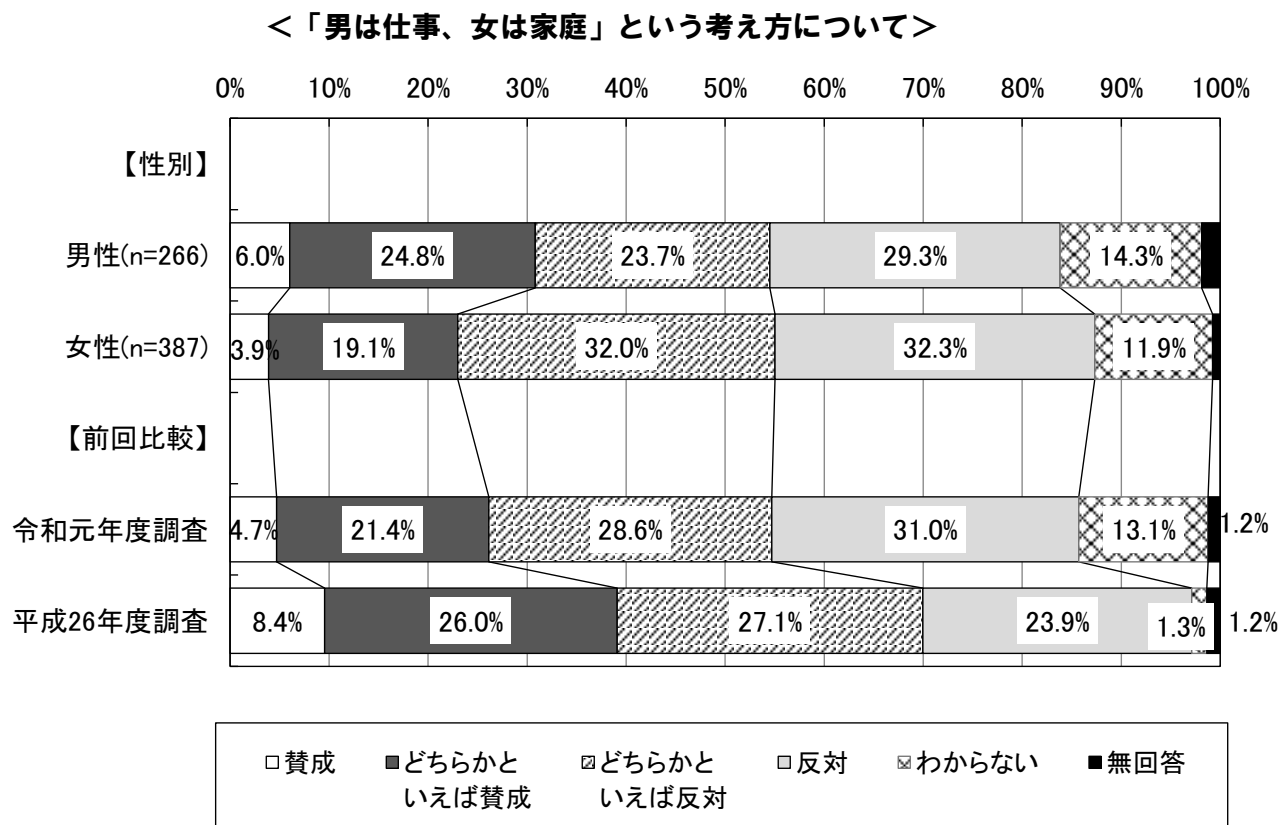
本市に在住する20歳以上70歳未満の市民2,000人を対象に、男女共同参画に関する意識や実態を把握するために、令和元(2019)年度に「男女共同参画社会に関する市民意識調査」を実施しました。

対象者数 (件)	回収数 (件)	回収率 (%)
2,000	658	32.9

※「前回比較」の「平成26年度調査」については「沼田市第3次男女共同参画計画」策定にあたり、平成26(2015)年に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」を引用。

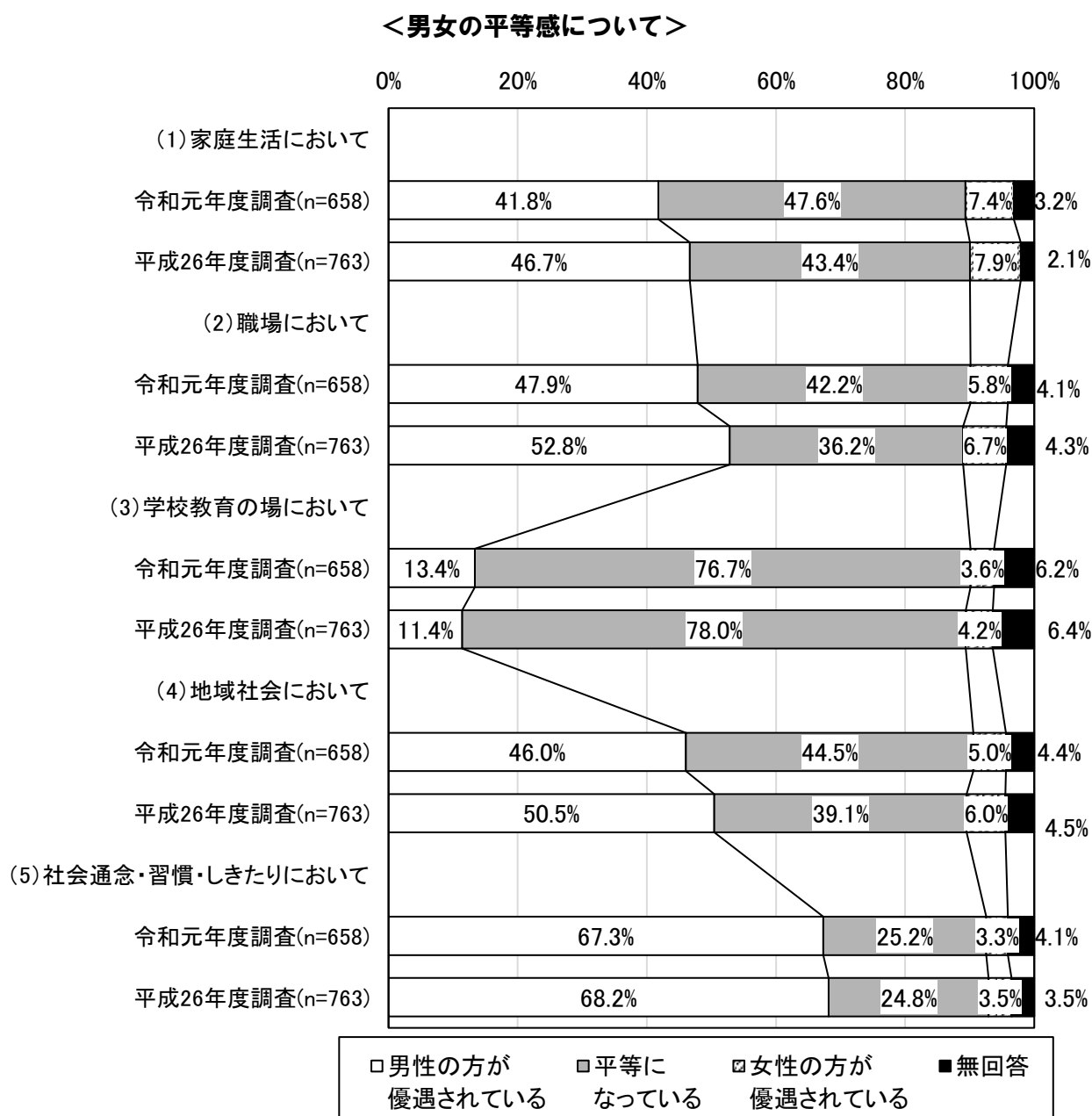
(1) 男女平等に関する意識について

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」は反対の割合の人が高くなっていますが、女性は64.3%が反対しているのに対し、男性の反対は53.0%とやや少なくなっています。前回の平成26年度調査と比べると、賛成は8.3ポイント減少し、反対が8.6ポイント増加しています。



男女の平等感については、「平等になっている」割合が「家庭生活において」では47.6%、「職場において」では42.2%、「学校教育の場において」では76.7%、「地域社会において」では44.5%、「社会通念・習慣・しきたりにおいて」では25.2%となっています。

少しずつ高くなっている傾向は見られますが、今後も、家庭・学校・社会などあらゆる場に、「男だから」「女だから」という社会的・文化的に形成された性別の固定観念にとらわれない意識の浸透を図っていくことが必要となっています。

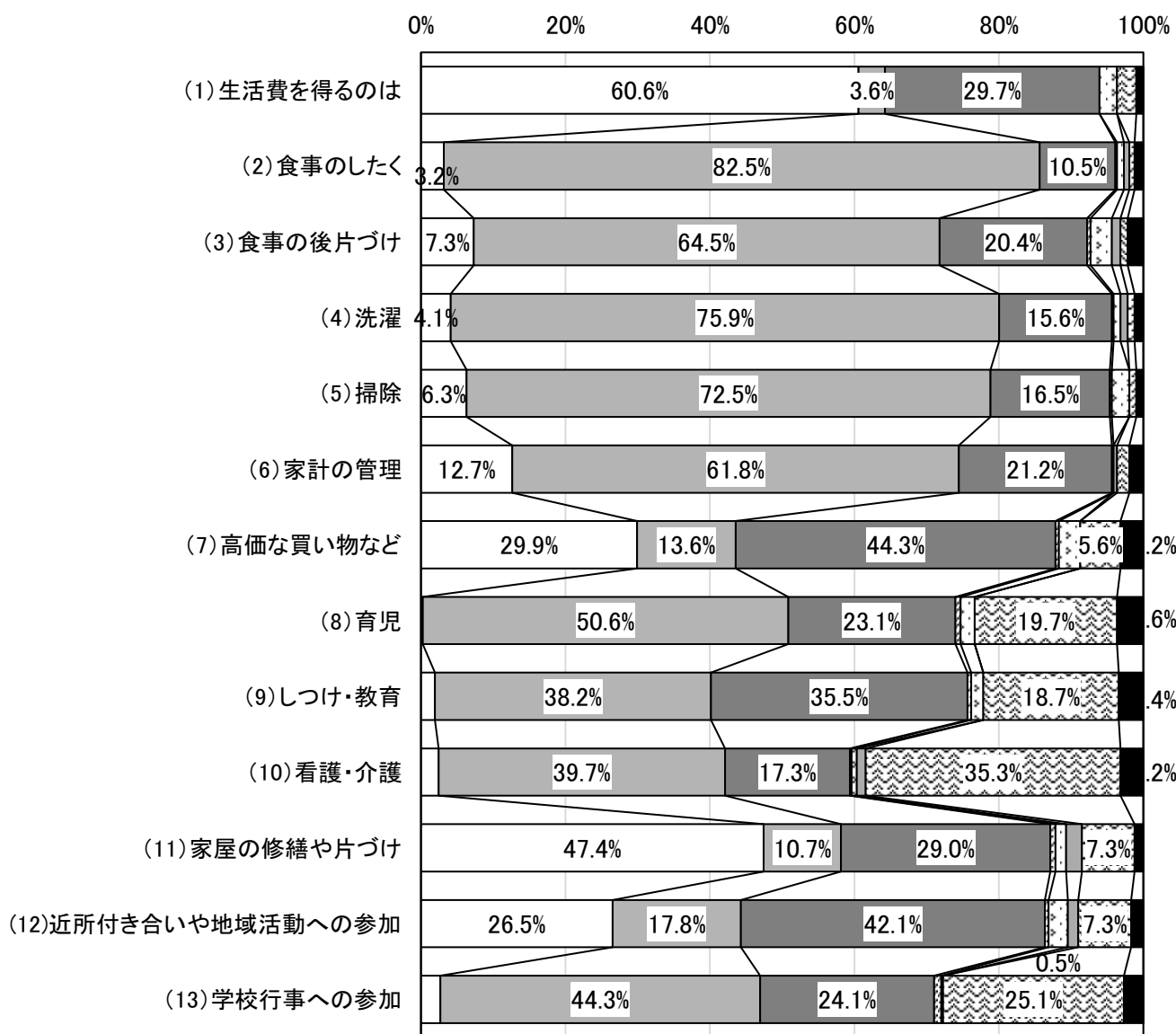


(2) 家庭生活について

家庭内の役割では、「夫」の役割としては「生活費を得る」が60.6%、「家屋の修繕や片付け」が47.4%となっています。「妻」の役割としては「食事のしたく」が82.5%、「洗濯」、「掃除」が約75%、「食事の後片付け」が64.5%となっています。このことから、生活費を得るのは主に男性の役割、家事は主に女性の役割と家庭における固定的な性別役割分担意識があることが分かります。

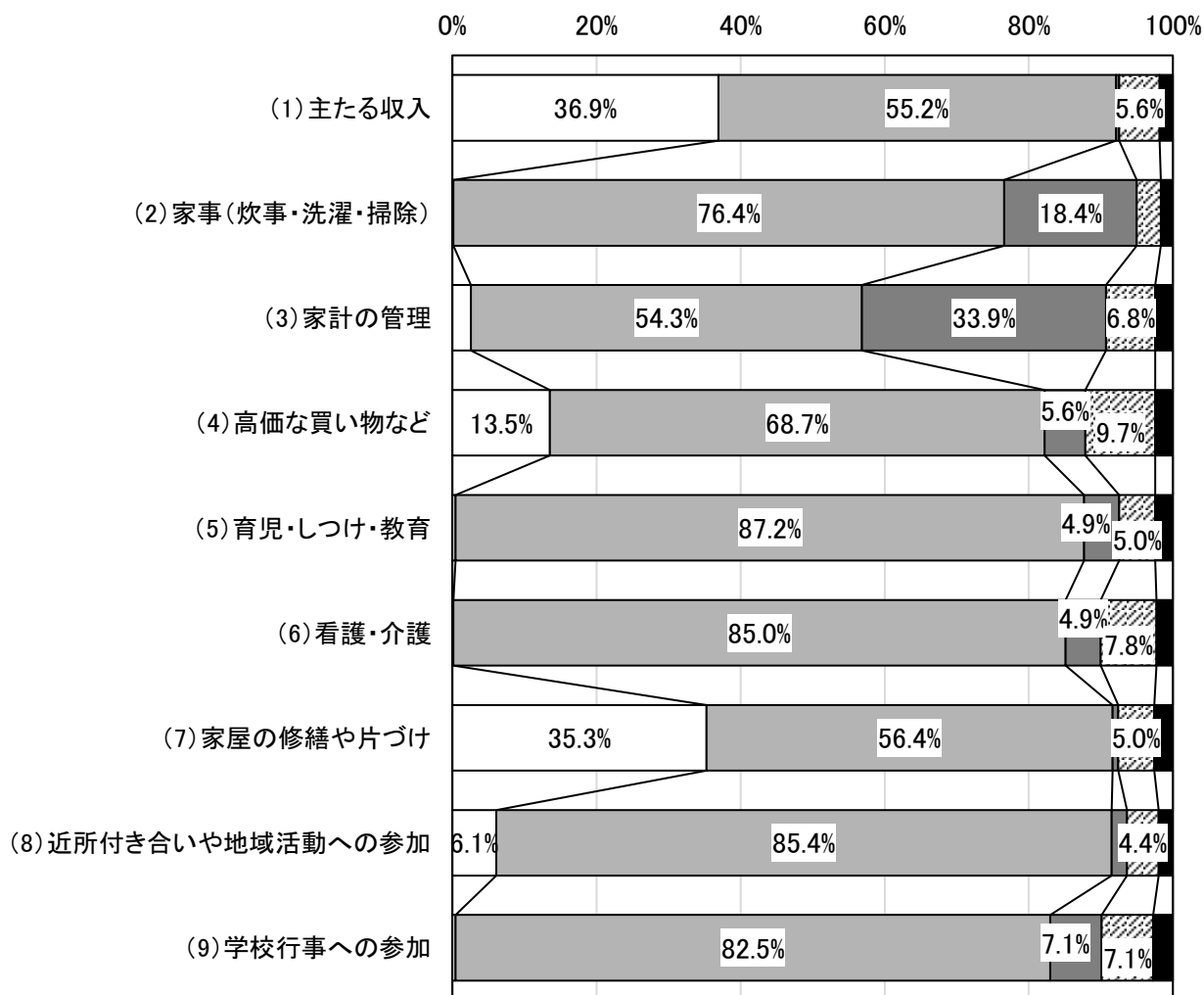
一方、理想的な役割分担については、すべての項目で「男女で分担すべき」との回答が多く、実態とは異なった考えが見られます。

<現在の家庭内の役割>



□夫 □妻 ■夫婦同じくらい ▨子ども □家族全員 □その他の人 □あてはまらない ■無回答

<理想の家庭内の役割>



主として男性がすべき
 男女で分担すべき
 主として女性がすべき
 その他
 無回答

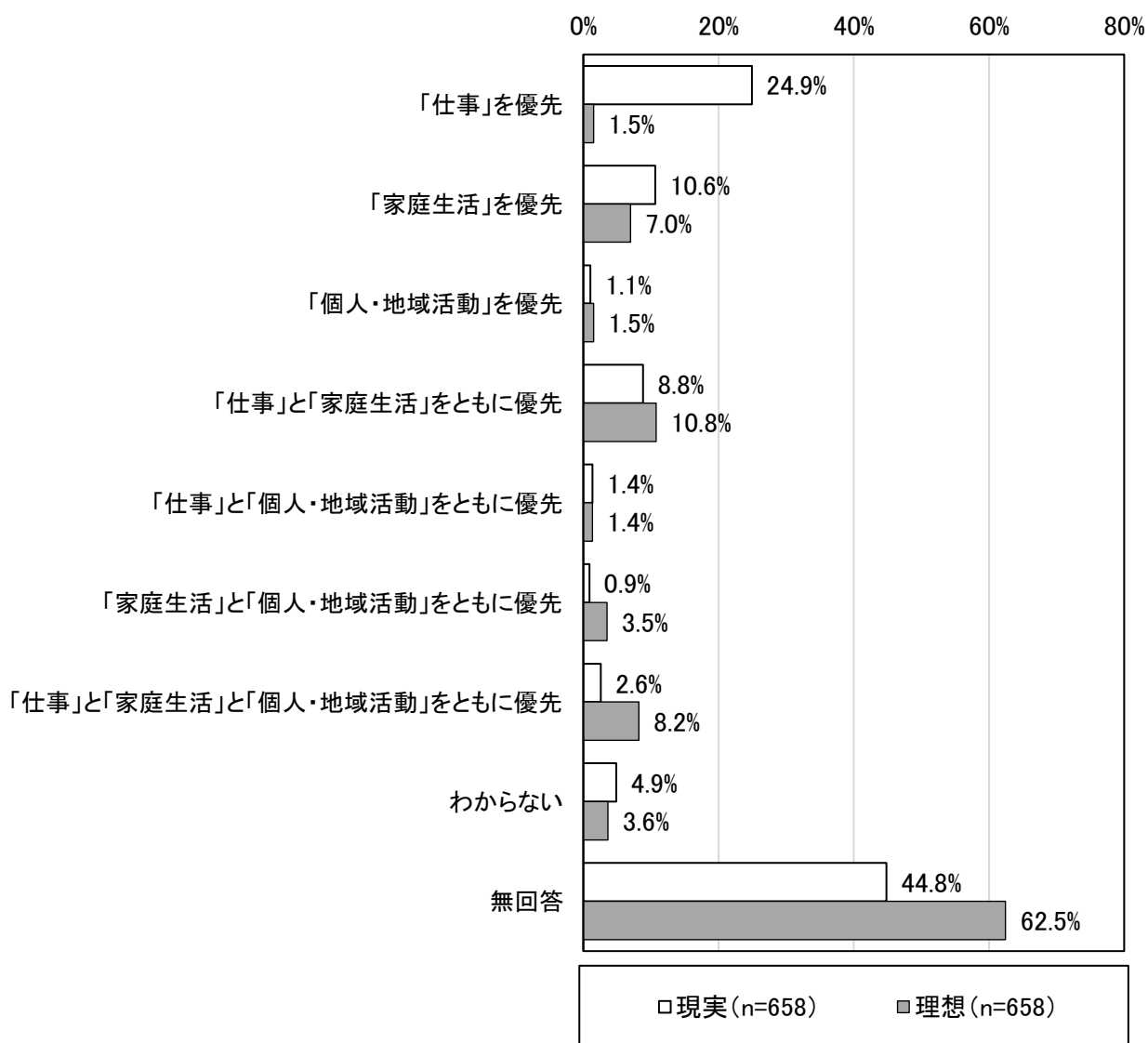
生活の中での「家庭生活」「仕事」「個人・地域活動」の優先度については、『「仕事」を優先』が現実には 24.9%に対し、希望は 1.5%と現実と希望ではかなりの差があります。また、『「仕事」と「家庭」と「個人・地域活動」を優先』は 8.2%の人が希望しているのに対し、現実には 2.6%でこちらも差があります。

男女別で見るとその差が大きくなる傾向がうかがえます

男女間の意識の差を改善するためには、夫婦間においてコミュニケーションを図り、役割分担などお互いを理解し合うことが必要となっています。

特に男性が家庭での役割を担えるようにするためには、ワーク・ライフ・バランスを進めていく必要があります。

＜生活の中での活動の優先度＞



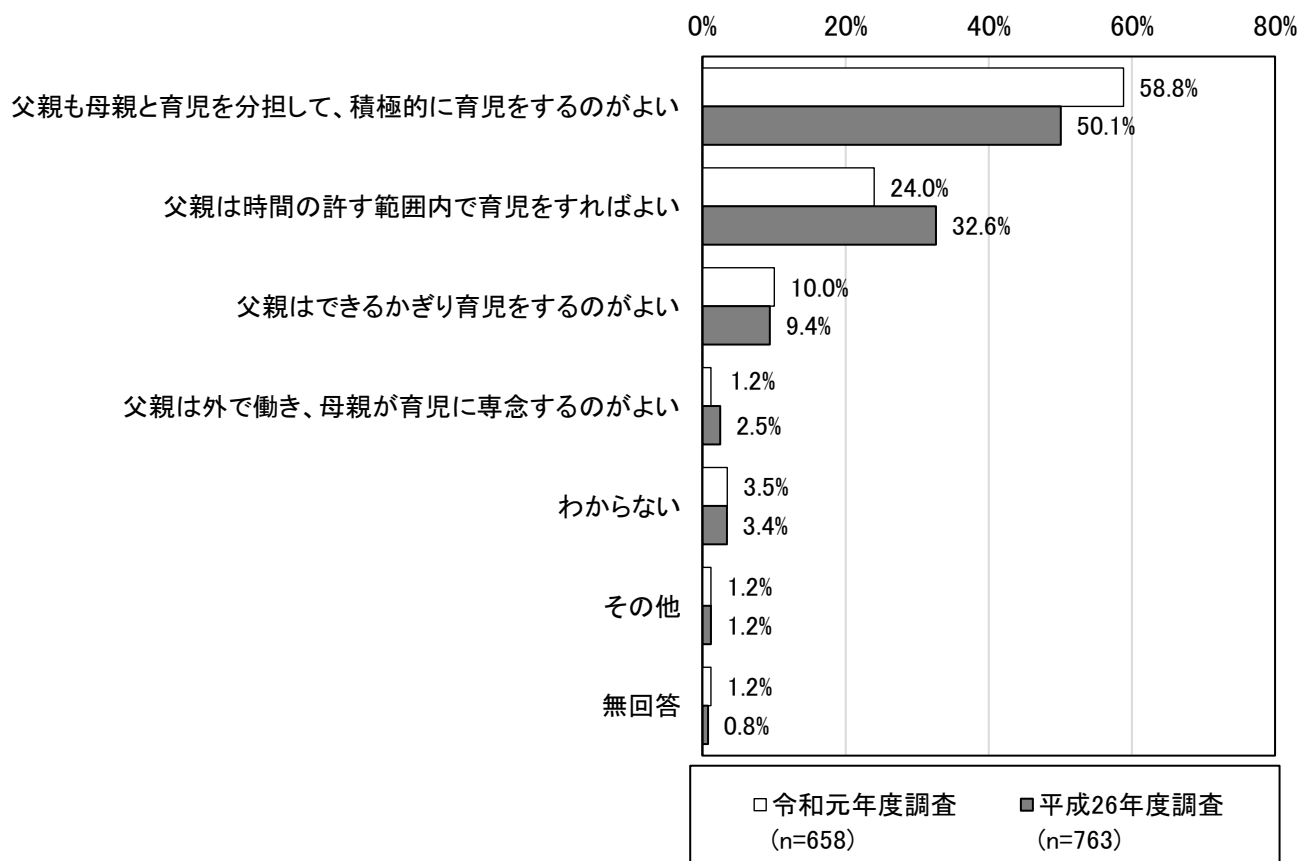
※複数選択した回答が多いため、無回答が多くなっています。

(3) 子育てや介護について

父親の育児参加については、「父親も母親と育児を分担して、積極的に育児をするのがよい」が58.8%となっており、特に若い世代ほどその考えを支持しているようです。

「父親は外で働き、母親が育児に専念するのがよい」は1.2%で前回調査から更に少数意見となっています。

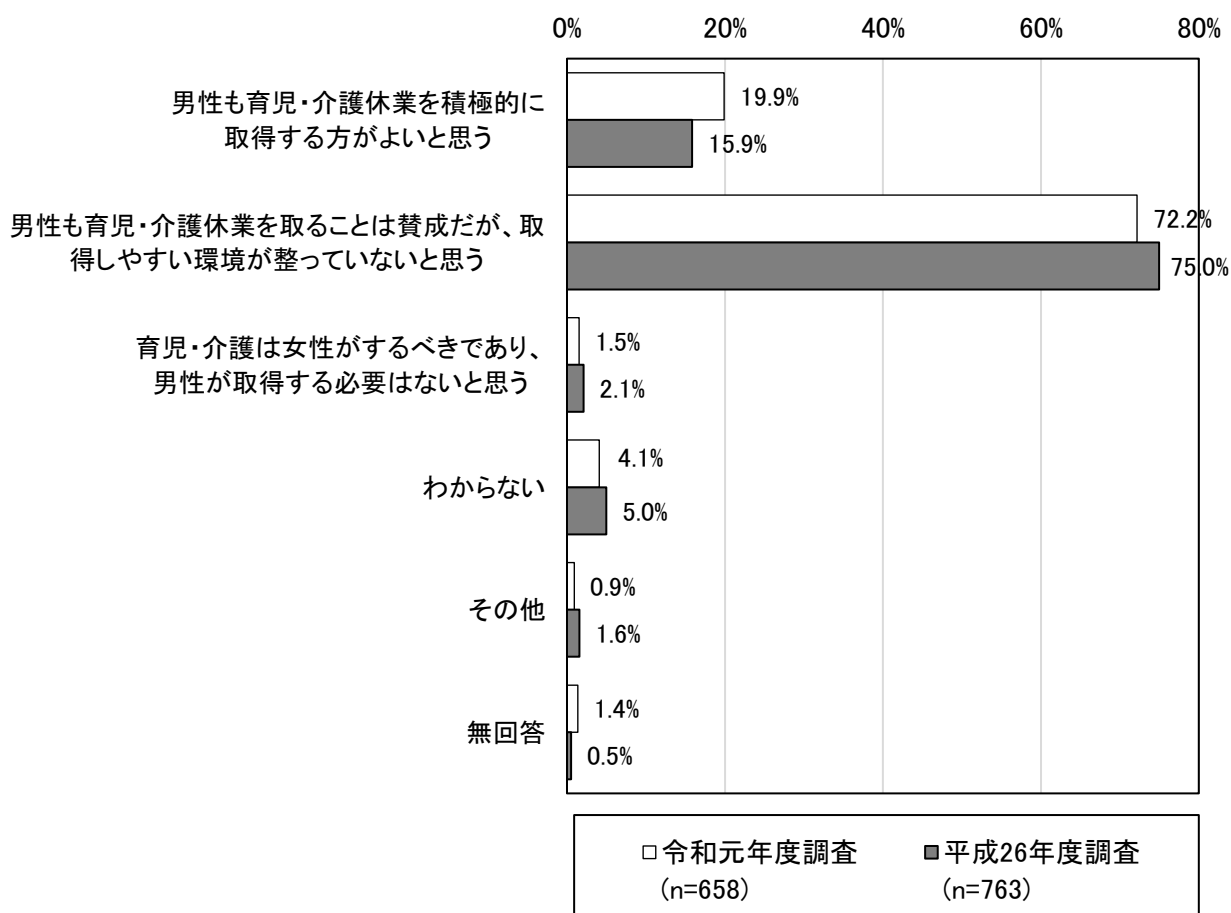
<父親の育児参加>



男性の育児や介護休業の取得については、72.2%が「男性も育児・介護休業を取ることには賛成だが、取得しやすい環境が整っていないと思う」と回答しています。これは、前回の平成26年度調査からあまり変わらず、依然として男性の育児や介護休業が取得しにくい状況にあるようです。

男性が育児・介護等に関われない理由や原因は、経済的な損失、休暇が取りにくい、仕事の忙しさなど、企業の雇用環境の整備などが求められている一方で、男性への意識啓発を求める声もあがっています。

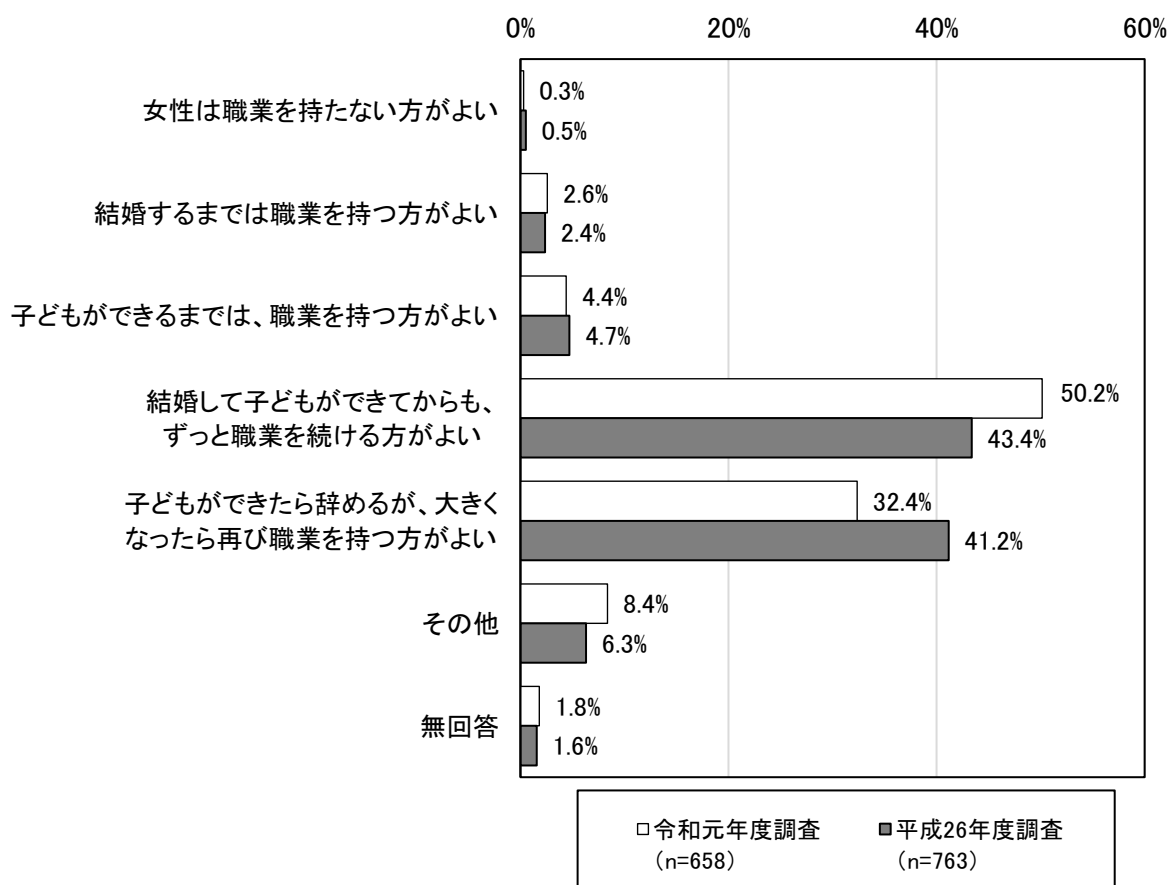
＜男性の育児・介護休業の取得＞



(4) 就業について

女性が職業を持つことについては、「結婚して子どもができてからも、ずっと職業を続ける方がよい」が50.2%、「子どもができたなら辞めるが、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」が32.4%で続いています。この2つの回答は前回の平成26年度調査では、あまり差がありませんでしたが、今回は「結婚して子どもができて、仕事をした方がよい」が半数を超え、育児と仕事の両立がより支持されてきていることが分かります。

<女性が職業を持つことについて>



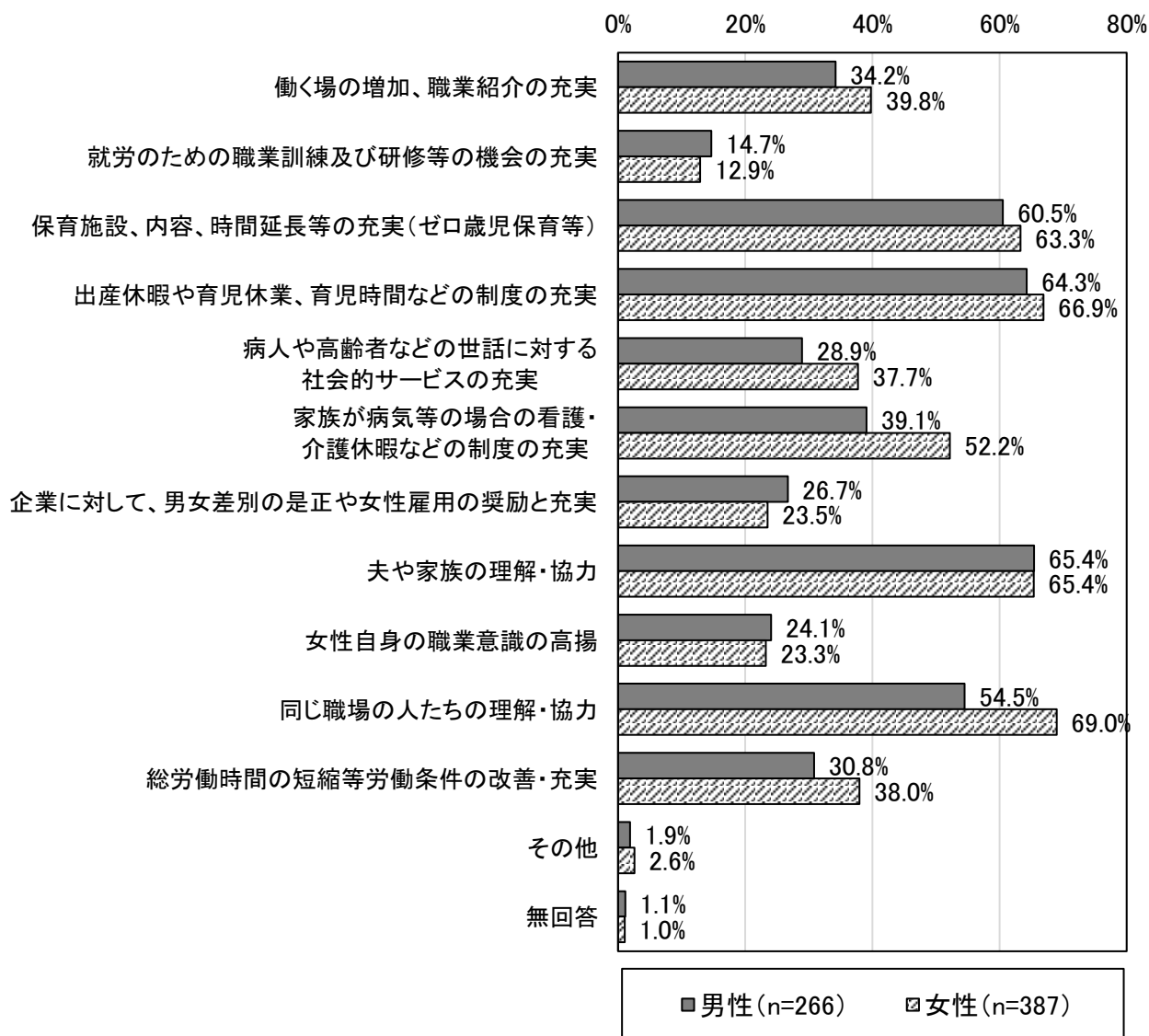
女性が働き続けるために必要なことは、「夫や家族の理解・協力」、「出産休暇や育児休業、育児時間などの制度の充実」、「保育施設、内容、時間延長等の充実（ゼロ歳児保育等）」であると、男女それぞれ60%以上の人が回答しています。

女性の回答では「同じ職場の人たちの理解・協力」が最も高い割合ですが、男性とは意識に差があるようです。

女性が働き続けるためには、依然として家事や育児などとの両立の難しさがあることが分かります。女性が就労しやすい環境をつくるためには、これまで以上に制度や労働条件を改善していくとともに、男性の家事、育児への積極的な参加や職場での理解も促進していく必要があります。

また、多様な就労形態が増える中、行政が企業に働きかけるなど育児・介護休業制度を利用しやすい環境整備をしていく必要があります。

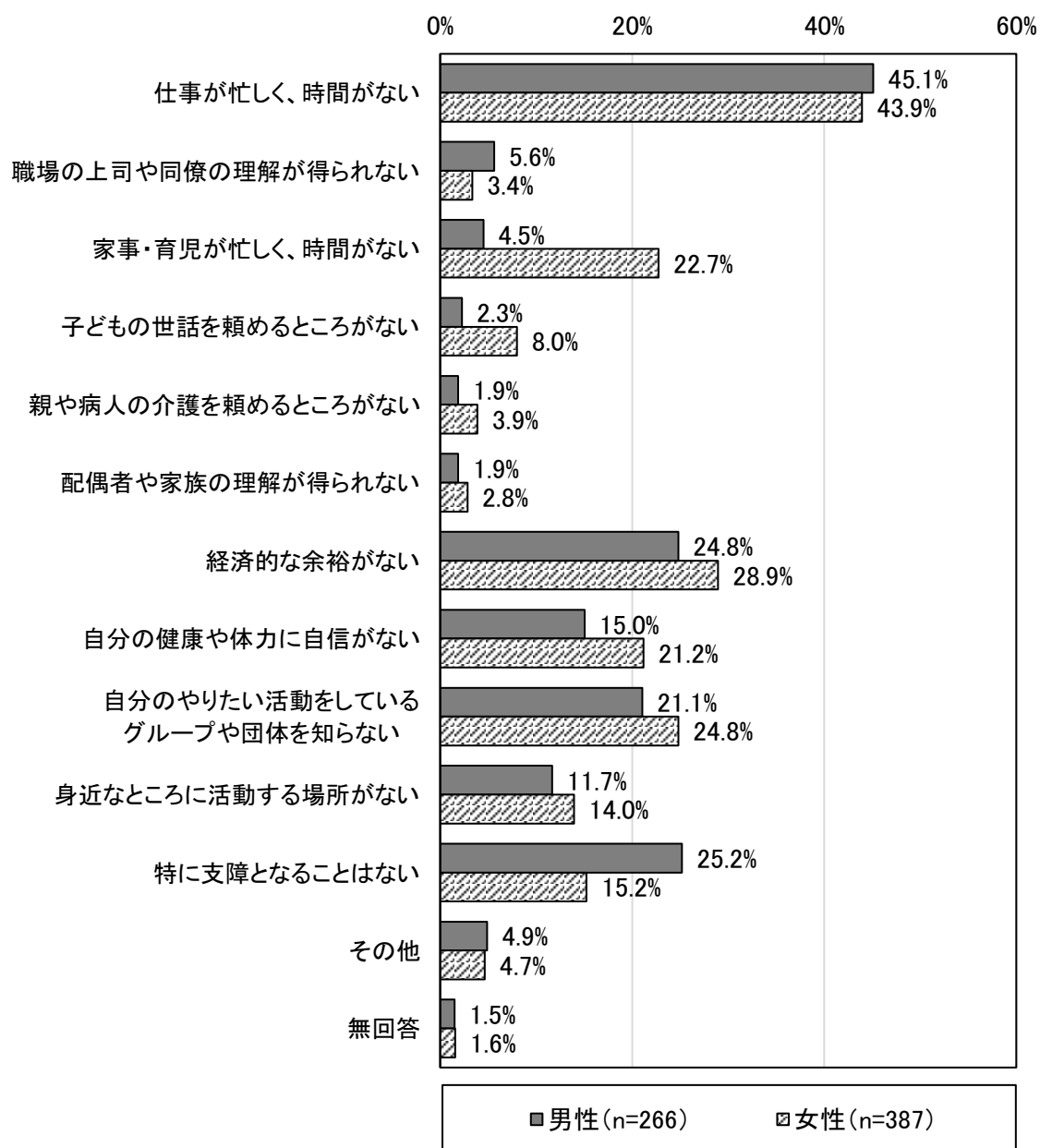
＜女性が働き続けるために特に必要なこと＞



(5) 社会活動・地域活動などについて

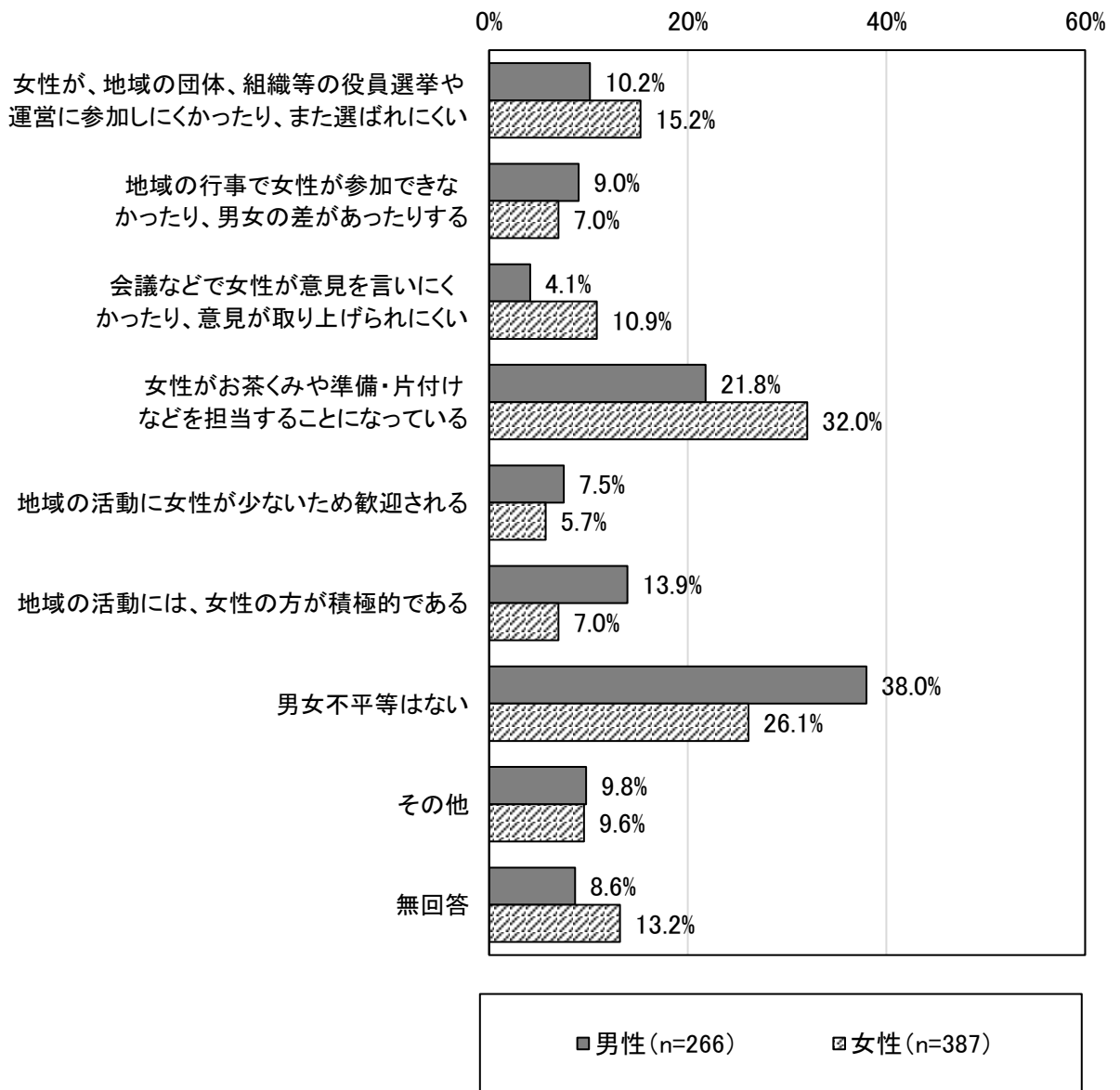
社会活動や地域活動への参加の支障となっている要因としては、「仕事が忙しく時間がない」ことの次に「経済的な余裕がない」とする回答が多くなっています。

＜社会活動・地域活動に参加しようとする際に支障になっていること＞



また、地域の実情では、男性は「男女不平等はない」と回答した割合が最も高くなっていますが、女性は「女性がお茶くみや準備・片付けなどを担当することになっている」と回答した割合が最も高くなっており、依然として男性と女性の感じ方に差があることが分かります。

＜住んでいる女性の地域の実情＞

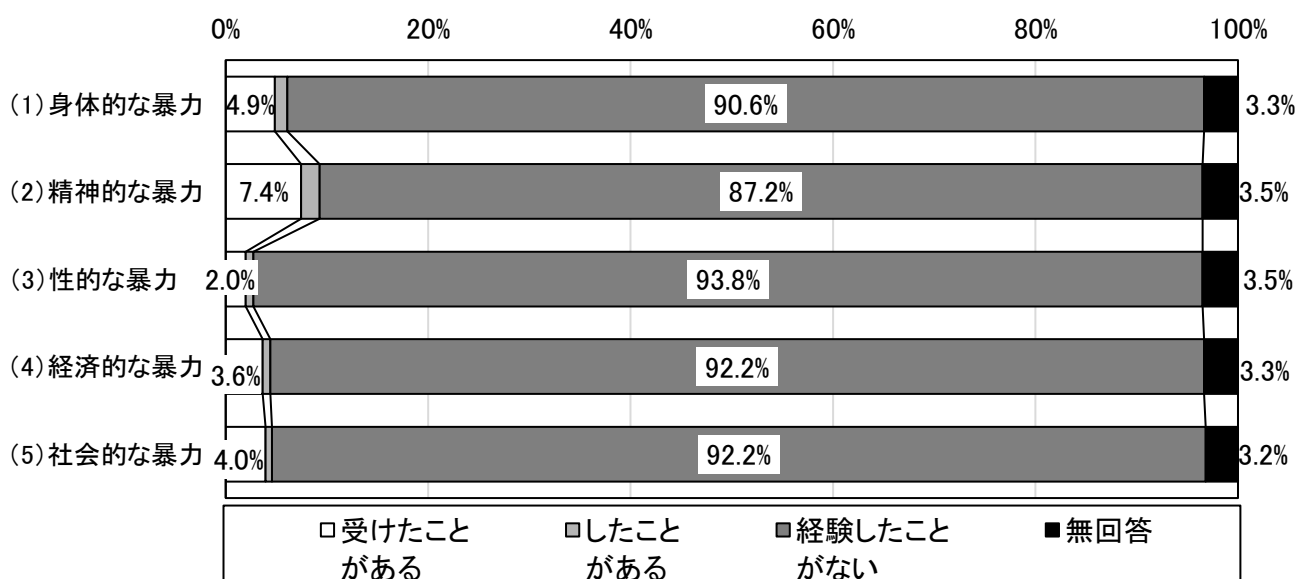


(6) 人権などについて

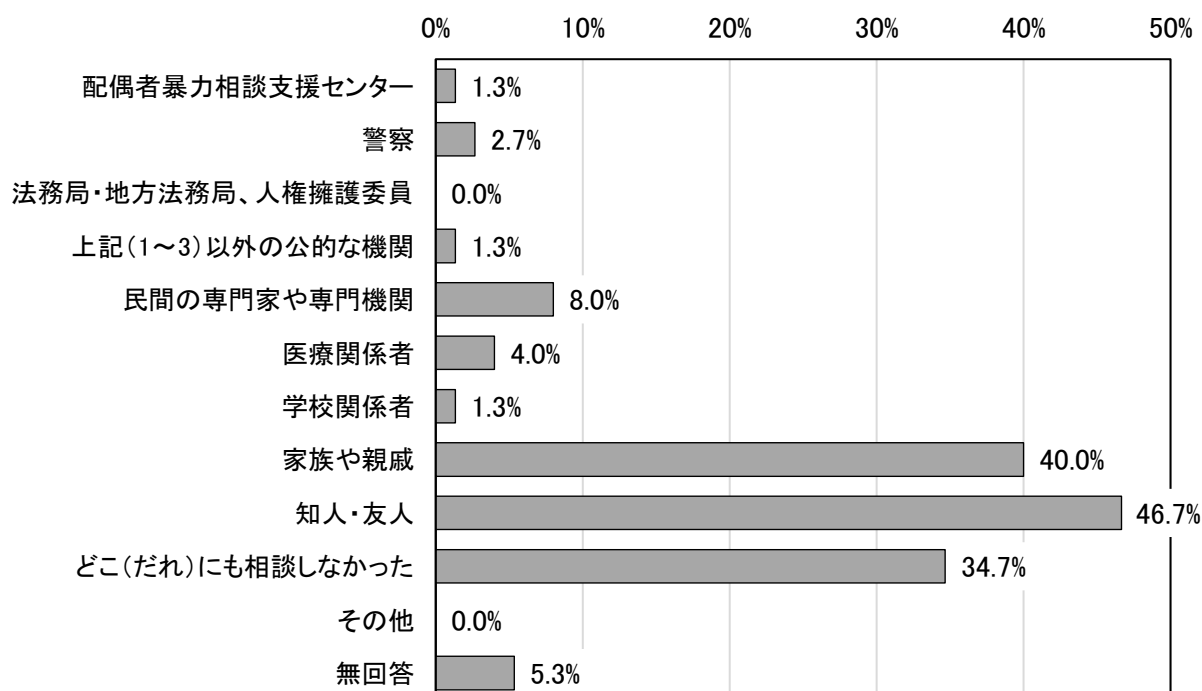
DVは、約90%の人が「経験したことがない」と回答していますが、約10%の女性は「精神的な暴力」を「受けたことがある」と回答しています。また、すべての暴力において、「受けたことがある」と回答した女性は男性より多くなっています。

「暴力を受けたことがある」と回答した人が相談した相手は、「家族や親戚」「知人・友人」が40%以上となっています。また34.7%の人は「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しています。

＜配偶者や恋人からの被害経験の有無＞



＜相談相手＞



「どこ（だれ）にも相談しなかった」理由として多いのは、「相談しても無駄だと思ったから」と回答した人が最も多く、被害者の中にDVに対する諦めの気持ちがあることが分かります。

夫や妻、恋人からの被害経験を相談できなかった理由として「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」、「自分にも悪いところがあると思ったから」などの回答も多く、受けた行為が「被害として訴えるほどのものではない」と捉えて、相談していない人が潜在していることが考えられます。

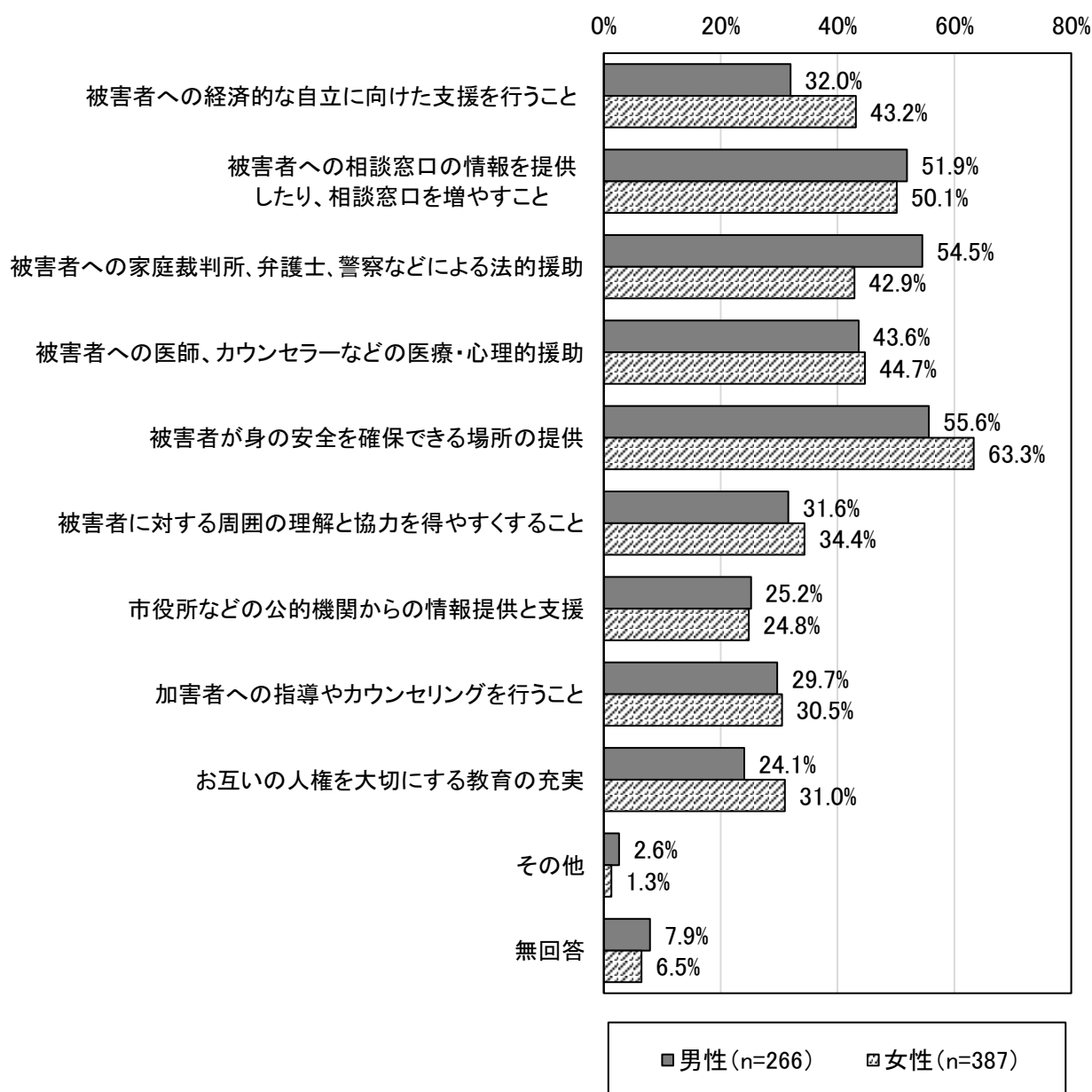
<相談できなかった理由>

項目	度数	構成比
どこ(だれ)に相談してよいのかわからなかったから	2	7.7%
恥ずかしくてだれにも言えなかったから	7	26.9%
相談しても無駄だと思ったから	15	57.7%
相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから	5	19.2%
加害者に「誰にも言うな」とおどされたから	0	0.0%
相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから	0	0.0%
自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから	12	46.2%
世間体が悪いから	5	19.2%
他人を巻き込みたくなかったから	4	15.4%
他人に知られると、これまで通りのつき合い(仕事や学校などの人間関係)ができなくなると思ったから	1	3.8%
そのことについて思い出したくなかったから	2	7.7%
自分にも悪いところがあると思ったから	6	23.1%
相手の行為は愛情の表現だと思ったから	3	11.5%
相談するほどのことではないと思ったから	5	19.2%
その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
回答者数	26	

DVに対しての必要な支援として、「被害者が身の安全を確保できる場所の提供」、「被害者への相談窓口の情報を提供したり、相談窓口を増やすこと」「被害者への家庭裁判所、弁護士、警察などによる法的援助」、が上位にあがっています。

「DV防止法」において暴力の防止及び被害者の保護に関することについての実施体制等を整備することが求められています。このようなことも踏まえ、暴力のない環境づくりを進めるとともに、暴力を受けた人の相談窓口等に関する情報提供の充実も必要となっています。

＜配偶者や恋人などからの暴力に対して必要な支援＞

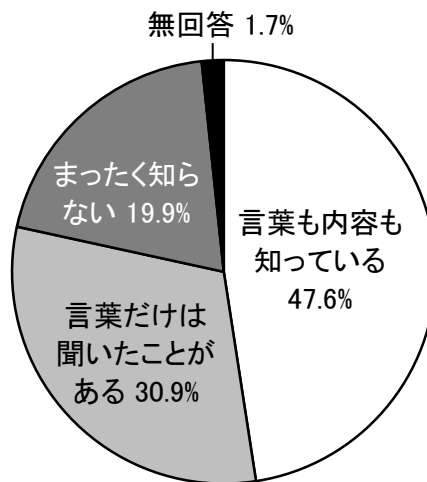


セクシュアル・マイノリティという言葉や意味を、知っているとは回答した人は5割に達しませんでした。

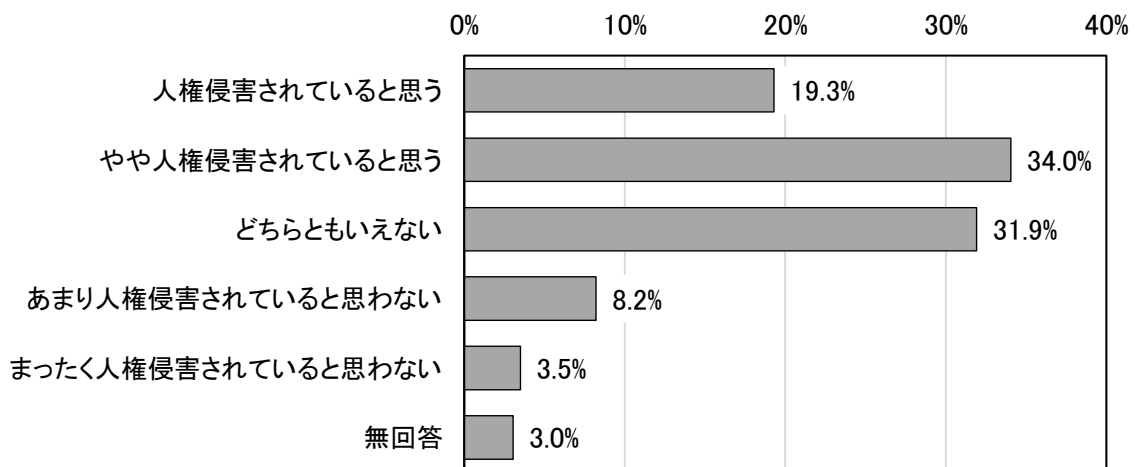
セクシュアル・マイノリティ (性的少数者) : いわゆるLGBT (レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル(両性愛)、トランスジェンダー(体と心の性が一致しない、違和感がある)) 等の性のあり方が少数派の人々を広く表す総称

また、セクシュアル・マイノリティの人の人権が侵害されているかという点では、「侵害されている」「やや侵害されている」と思う人が約53%となっており、侵害されていると考えている人も多いといえます。

<セクシュアル・マイノリティの認知度>



<セクシュアル・マイノリティの人権侵害>

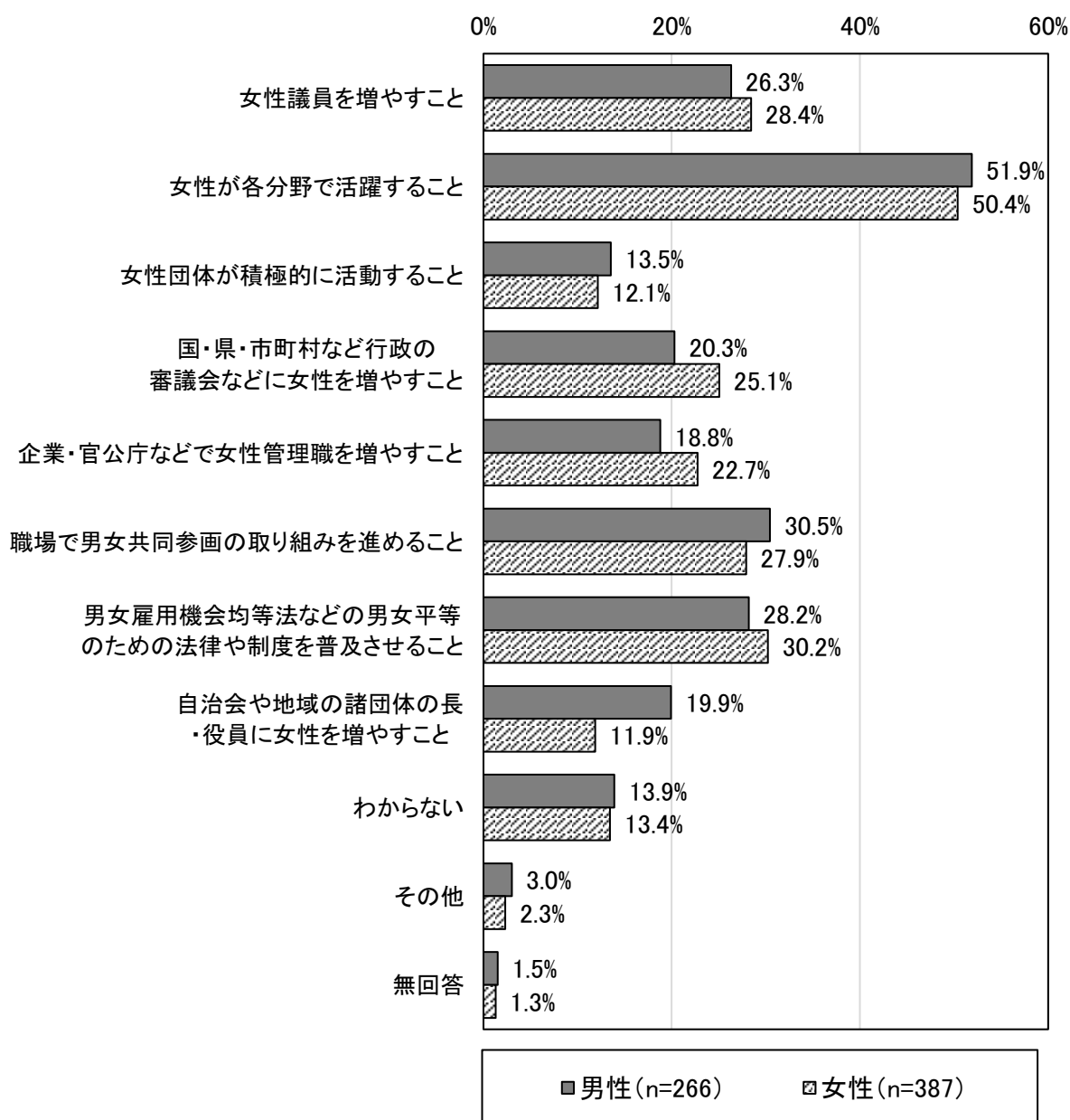


(7) 男女共同参画について

行政や企業などの方針決定の場への女性の参画を図るために大切なことでは、「女性が各分野で活躍すること」が約50%で、続いて「職場で男女共同参画の取組を進めること」、「男女平等のための法律や制度を普及させること」が約30%となっており、前回調査と同様の傾向が見られます。

女性が各分野で活躍するためには周囲の理解や協力、制度の充実や環境づくりが必要です。

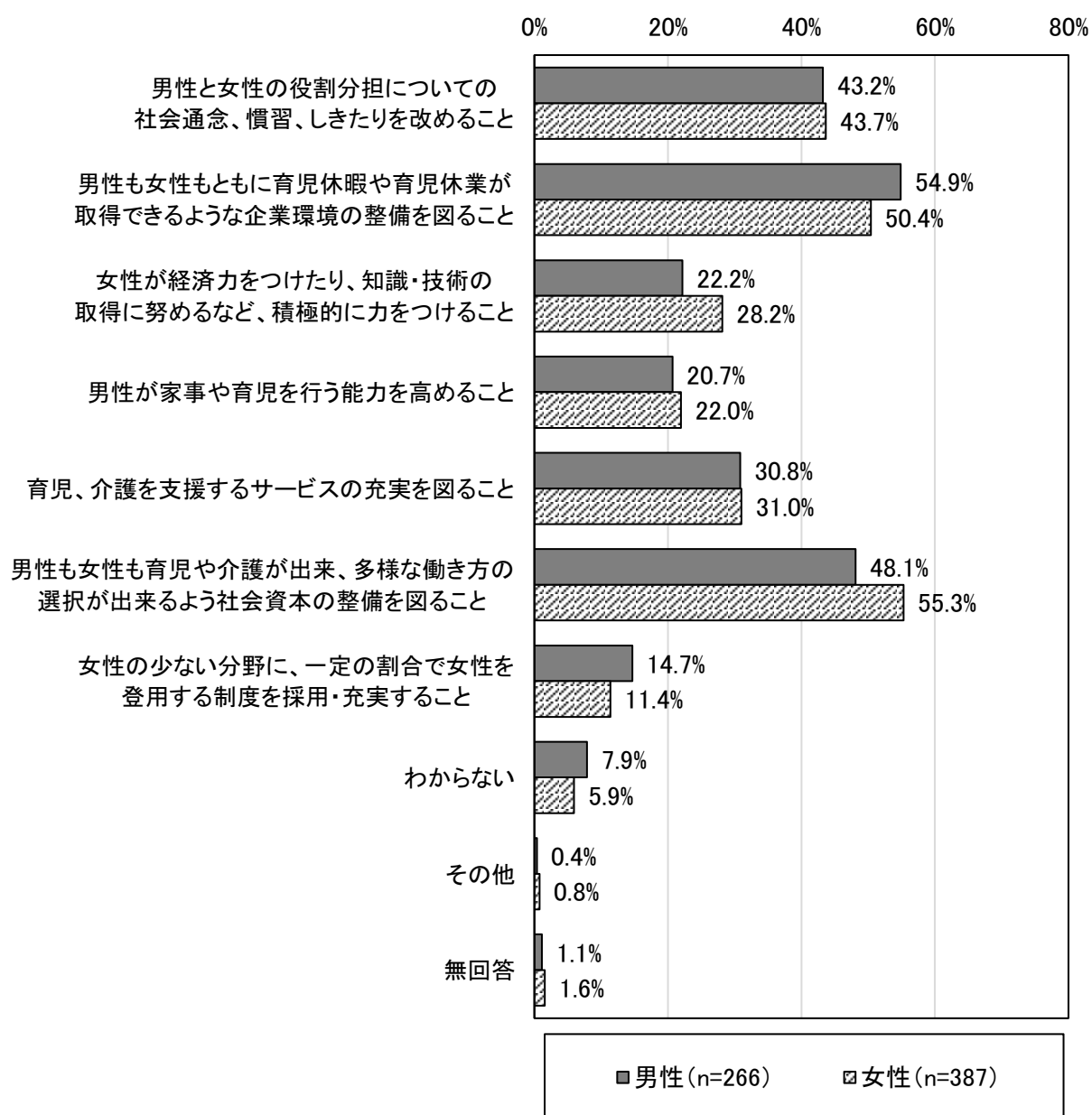
<行政や企業、社会的活動などの方針決定への女性の参画のために大切なこと>



男女がともにあらゆる分野に積極的に参画していくために必要なことでは、「男女ともに育児や介護が出来、多様な働き方の選択が出来るような社会資本の整備を図ること」や「男女ともに育児休暇や育児休業が取得できるような企業環境の整備を図ること」と回答した人が多く、仕事と育児の両立に課題を感じている人が多いようです。

男女共同参画社会を形成するためには、多岐にわたる取組が必要であることがうかがえますが、特に男女共同参画に関する意識啓発、育児・介護と仕事の両立支援や女性の再就職支援などの施策が求められています。

＜男女がともにあらゆる分野に積極的に参画していくために必要なこと＞



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、「男女共同参画社会基本法」を基本に置き、市民一人ひとりが性別や国籍、年齢、障害などに関わりなく、個性と能力を発揮し、ともに輝くことができる男女共同参画の視点が生かされた、豊かで活力ある社会を目指します。

男女共同参画社会の実現のためには、社会通念、慣行、偏った意識、制度等を見直し、多様な価値観や生き方を尊重する意識を育み、家庭や職場、学校等において、市民一人ひとりが「自分らしさ」を発揮し、ともに協力し合い、喜びを分かち合えることが重要です。

本計画は「沼田市第3次男女共同参画計画」が目指してきた「男女共同参画社会の実現」を念頭に、「誰もが、ともに尊重し合い、思いやりと活力あふれるまち 沼田市」の基本理念を引き継ぎます。

また、市民一人ひとりが主役となり、すべての人権が尊重され、それぞれが自分らしい生き方を選択し、互いに支え合い、いきいきと暮らすことができる男女共同参画社会の実現を目指します。

男女共同参画社会の実現

～誰もが、ともに尊重し合い、

思いやりと活力あふれるまち 沼田市～

2 基本目標と施策の方向性

本市の現状や「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、基本目標及び施策の方向性を以下にまとめました。

基本目標1 一人ひとりが尊重され、支え合うまち

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会の形成においてその根幹となるものであり、性別にかかわらず一人の人間としてお互いの人権を尊重することが大切です。しかし、様々な場における性別による固定的役割分担意識や地域社会における根強い慣習・慣行には、人権が尊重されているとはいえない状況が依然として見受けられます。

このようなことから、男女共同参画社会の形成を市民一人ひとりが自らの問題として捉え、身近なところからその実現が図られるよう、男女共同参画の視点に立った意識や慣行の見直しについて、啓発、広報活動を推進するとともに、誰もが生まれながらに持っている人間としての権利の尊重についての、男女平等を推進する教育・学習環境の充実を進めます。

施策の方向性	1 男女共同参画に向けた意識づくり 2 男女平等を推進する教育・学習の充実
--------	--

基本目標2 市民が協働し、あらゆる場に参画できるまち

誰もが、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、個人として能力を発揮できる機会を確保することは、男女共同参画社会を形成する上で基盤となるものです。男女共同参画社会に向けて法整備が実施され、個人の意識の多様化も進み、様々な分野で女性の活動・活躍がみられるようになってきていますが、職場、地域活動などの中で方針決定過程の場への女性の参画は十分に果たされていません。

そのため、誰もが参画しやすい環境づくりとともに、積極的に参画できる人材の育成に努め、男女共同参画を促進します。

また、働くことは、人々の生活の経済的基盤を形成する重要なものであるとともに、得られる達成感、自己実現という観点からも重要であり、さらに、安心して子どもを産み育て家族としての責任を果たすことのできる社会を形成する上でも大切なものです。

しかし、女性の労働力率は依然として、結婚や出産、子育て期には低下しています。一方男性は、仕事中心の生活により、家庭やその他の活動に参加する時間的、精神的に余裕のない生活環境にいるのが現実です。

このようなことから、仕事と家庭生活、地域活動の両立を支援するため、子育て・介護環境の整備に努めるとともに、家庭や地域における男女共同参画を促進します。

さらに、本市の主要な産業といえる農業経営において、重要な物事や方針を決定する場に女性自らが積極的に参加できる機会はまだ多いとはいえ、今後拡大していく必要があり、女性の地位確立や活動しやすい環境づくりを促進する有効な手法、制度の浸透・周知徹底を進めていきます。

国では防災に対し、避難場所などの場における安全の確保など男女共同参画の視点からの配慮や防災の取組にあたっての男女のニーズの違いの把握や男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を掲げており、特に東日本大震災を機に、より重要視されています。

災害時には、子どもや高齢者、障害者など弱い立場の人への配慮が必要であるため、女性の意見も取り入れるなど多様な視点からの防災対策を推進します。

施策の方向性	<ol style="list-style-type: none"> 1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 2 働く場における男女共同参画と仕事と生活の調和の推進【女性の活躍推進計画】 3 地域における男女共同参画の推進
--------	---

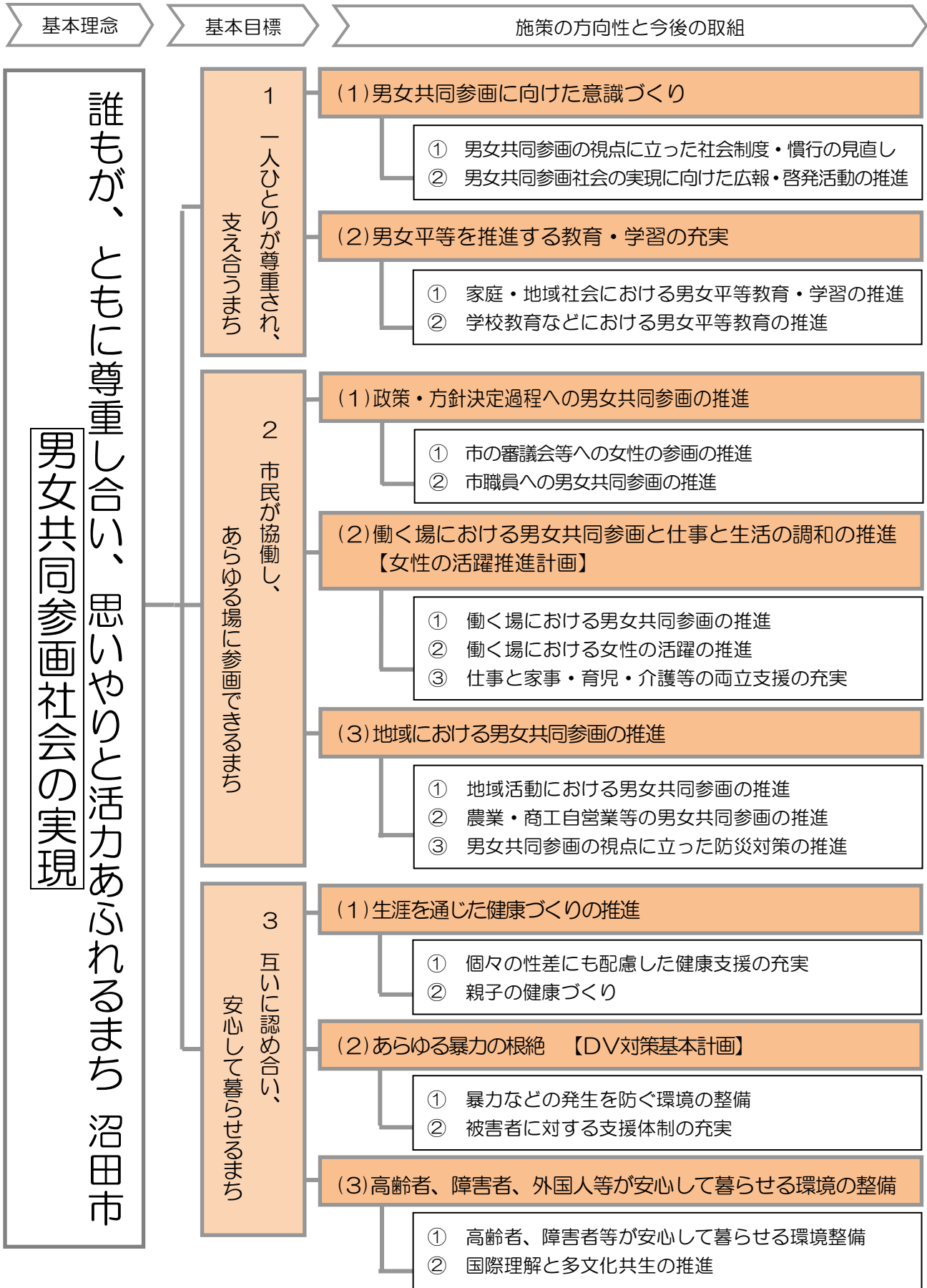
基本目標3 互いに認め合い、安心して暮らせるまち

誰もがいきいきと暮らす男女共同参画社会の実現には、個人の尊重と併せて、幸福で長生きし、生きがいを持って社会参画ができるよう、生涯を通じて、心身ともに健康であることが重要であり、個々の性差にも配慮した健康の保持・増進体制を推進します。

また、配偶者やパートナーからの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現に向けて克服していかなければならない重要な課題です。DVによる被害は、人々の認識や社会的な理解が不十分なため、家庭内や恋人間の問題として見過ごされ、被害が潜在化してしまう可能性があります。特に本市のような地域における人間関係が濃密な地域では、よりその傾向が強い恐れがあります。身体的な暴力に限らず、精神的、性的、経済的、社会的などの暴力や人権侵害を許さない社会意識の醸成とともに、被害者支援が重要です。本市では、DV被害は顕著には出ていないものの、市民意識調査では約10%の人が暴力を受けたことがある、または暴力をしたことがあると回答しており、人権侵害や暴力の根絶に向けた取組を強化する必要があります。

さらに、年齢、障害の有無や外国人であるかどうかにかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる男女共同参画社会を目指し、生活環境の向上や自立支援に取り組みます。

施策の方向性	<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯を通じた健康づくりの推進 2 あらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】 3 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
--------	---



第3章 施策の内容

基本目標1 一人ひとりが尊重され、支え合うまち

(1) 男女共同参画に向けた意識づくり

私たち一人ひとりの人権が等しく尊重され、男性と女性が対等なパートナーとして、その個性と能力を發揮していきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現に向け、市民一人ひとりが目の前にどのような現実があるのかを知り、どのような方向に進んでいけばよいのかを考えていく機会を提供していきます。

◆今後の取組◆

① 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

「男は仕事、女は家庭」といった男性と女性の役割を区別する「性別による役割分担意識」は、私たちの意識の中で慣習化・固定化され、一朝一夕で変えられるものではありません。

市民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」は反対と回答した人の割合が高くなっています。前回の平成26(2015)年調査と比べると、賛成は8.3ポイント減少し、反対が8.6ポイント増加しています。

こういった固定的性別役割分担意識を背景とした社会制度・慣行には、個人の生き方の制約につながっているものもあり、多様な生き方の選択が可能な男女共同参画社会の実現に向け、見直しを行っていくことが必要です。

このようなことから、固定的な性別役割分担意識・社会通念・慣習を払拭するため、市ではこれまで刊行物や行政文書における表記方法を見直し、表現や表象における無意識の偏見に配慮してきました。今後も地域・職場・学校など様々な機会において、一人ひとりが生かされる男女共同参画社会を実現するよう、継続して意識啓発に取り組んでいきます。

No.	事業名	事業内容	担当課
1	市の刊行物における表現の配慮	市で発行している「広報ぬまた」などの刊行物について、性別による固定的な役割分担にとらわれない表現になるように配慮します。	秘書課
2	行政文書における表現の配慮についての情報提供	行政文書などにおいて、男女共同参画の視点に基づいた表現方法等について、情報提供を行います。	市民協働課

② 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進

本市では、男女共同参画情報紙などを発行し、男女共同参画に関する啓発活動を行っています。

市民意識調査では、男女の地位の平等は、「社会通念・習慣・しきたりにおいて」、「職場において」や「地域社会において」では平等になっていると感じる人の割合が低くなっています。分野による進捗状況とともに、男女間でも平等感の捉え方に差があることがわかります。

近年、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）*について、社会的認知が進みつつありますが、偏見や差別は未だに存在しています。市民意識調査の結果では、当事者についての認知は5割に満たず、人権侵害があると感じている人は5割を超えています。無意識のうちに形成されている固定観念にとらわれると、思いがけず差別に加担してしまうこともあります。多様性への配慮がこれまで以上に求められる社会の中で、自身の偏見や固定観念を常に見直す努力が一人ひとりにおいて必要です。

性差別や性別による固定的な役割分担意識、偏見などに対し、男女がお互いの特質を認めつつ、人としてお互いを思いやり、個人としての尊厳を重んじるよう、講演会等の開催、情報紙の発行、市広報誌やホームページ等による啓発に努めます。

その際、世代によって男女共同参画への理解度が異なることを考慮し、それぞれの世代に合わせた啓発方法、広報媒体の選択や具体的な事例紹介などの工夫を施し、より一層の意識づくりと行動化を促進します。

No.	事業名	事業内容	担当課
3	男女共同参画情報紙の発行	男女共同参画についての意識啓発を行うため、男女共同参画情報紙「ハピネス」を発行します。	市民協働課
4	男女共同参画講演会の開催	男女共同参画についての意識啓発を行うため、著名人等による講演会を開催します。	市民協働課
5	市の広報誌やホームページ等を活用した広報活動	「広報ぬまた」や市ホームページ等を活用し、男女共同参画についての広報、啓発を行います。	市民協働課

* セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)：いわゆるLGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル(両性愛)、トランスジェンダー（体と心の性が一致しない、違和感がある））等の、性のあり方が少数派の人々を広く表す総称。

(2) 男女平等を推進する教育・学習の充実

家庭、教育現場や地域社会は、次の世代を担う児童・生徒の知識や意識の形成に大きな役割を果たします。

男女共同参画社会の実現に向けて、私たちを取り巻くあらゆる教育の場において現状を認識し、男女共同参画の視点に立った学習機会の提供・充実を図ります。

◆今後の取組◆

① 家庭・地域社会における男女平等教育・学習の推進

市民意識調査では、家庭内の役割分担については、共同で行うことが理想とする割合が高いものの、家事や育児などの役割分担で「妻」とする女性の割合が男性の割合を上回っています。性別による家庭内の役割分担意識の存在や男女間の負担に対する感じ方の違いがうかがわれます。

男女共同参画社会実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画の意義を正しく理解し、実践していくことが重要です。

そのために、家庭、地域において、固定的な性別役割分担意識の見直しを進めるため、家庭教育や生涯学習等の機会を通じ、男女共同参画の視点に立った情報提供や学習機会の充実を図ります。

また、ひとり親家庭や若年者の単身世帯、高齢者の単身世帯など多様化した家族形態の中で、一人ひとりの生き方が尊重されるよう、さまざまな機会を捉えて、家族形態の多様性を尊重する意識づくりを進めます。

No.	事業名	事業内容	担当課
6	男女共同参画講座の実施	市民一人ひとりが男女共同参画の意義を正しく理解することと、男女共同参画の視点に立って率先して活動する者の人材育成を目的に市民を対象とした男女共同参画講座を実施します。	市民協働課
7	市民文化大学	市民の生活をより良くするため、人権講座やコミュニケーションスキルなどの生涯学習講座を実施します。	生涯学習課
8	沼田市小中学校PTA連合会	児童生徒の幸福な成長のため、PTAに対し男女共同参画を推進し、健全なPTAの発展を促進します。	生涯学習課

② 学校教育などにおける男女平等教育の推進

一人ひとりの個性や能力を伸ばし、可能性を広げるための教育、及び男女共同参画や人権尊重の理念を身につけ、行動できるようにするための人権教育を推進し、社会的性別を生み出さないようにする学習環境を推進します。

市民意識調査では、今回も、学校教育の現場における男女の地位が最も公平であるとの結果が得られましたが、今後も男女平等教育を人権教育の中に位置づけ、デートDV[※]やセクシュアル・マイノリティ（性的少数者）への偏見など多様化する人権課題についての学びを含め、児童・生徒が男女共同参画社会の担い手としての能力や資質を身につけることができるように、教育内容を更に工夫します。

No.	事業名	事業内容	担当課
9	男女平等学習	児童生徒に対し、学級活動や道徳科の授業の中で男女共同参画についての学習を実施します。	学校教育課
10	教職員研修	道徳教育指導者養成研修や人権教育推進協議会、地区別人権教育研究協議会などで男女共同参画教育について検討し、学校現場で活用します。	学校教育課
11	人権教育	「沼田市人権教育推進方針」に基づき「沼田市SNSルール」事業などにより、学校教育の場における人権教育を実施します。	学校教育課

※ デートDV：中学生・高校生を含む若年層での、恋人・交際相手との間で起こる暴力のこと

基本目標2 市民が協働し、あらゆる場に参画できるまち

(1) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

多様な価値観を行政や政策に反映していくため、女性が社会参画をする意義についての啓発を行うとともに、審議会等の政策立案・方針決定の場への女性の登用を促進し、人材の育成や活用を推進します。

市の職員については女性の視点・価値観や新しい発想を行政運営に組み込むため、性別に関わらない適材適所の人事配置や、性の偏りを是正した職域の拡大に引き続き努めていきます。

◆今後の取組◆

① 市の審議会等への女性の参画の推進

市民意識調査では、行政や企業などの方針決定への女性の参画を図るために必要なことは、「女性が各分野で活躍すること」とともに「職場で男女共同参画の取組を進めること」、「男女平等のための法律や制度を普及させること」となっています。

これまで政策立案や方針決定への参画機会が少なかった女性が、社会のあらゆる場に進出するため、女性の参画を妨げる個人の意識や社会の仕組みを少しずつでも変え、能力を十分に発揮できる環境をつくっていくことが必要です。

日常生活に深い関わりを持つ市の施策や方針決定の場において、男女がともに参画することは、男女共同参画社会を実現する基盤となります。そのため、女性の立場からの意見や価値観が反映されるよう、各種審議会・委員会への女性の参画を積極的に働きかけるとともに、女性自身が意欲と能力を高められるよう、女性のエンパワーメントを促進します。

No.	事業名	事業内容	担当課
12	審議会等の女性委員の登用の促進	市で設置している審議会等について、役職指定を見直すなど、女性委員の積極的登用について促進します。	市民協働課

② 市職員への男女共同参画の推進

男女共同参画を実現するうえで、行政の果たす役割は極めて大きくなっていることから、職員一人ひとりが男女共同参画の視点を持ち、実践することが必要です。

そこで、より広い視野に基づいた行政運営の推進を図るため、女性職員の管理職への登用に向けた意識啓発を進めるとともに、職域拡大、人材の育成に努めます。

本計画を確実に推進するため、職員一人ひとりの理解や実践とともに、関係各課との緊密な連携のもと、各施策の適正な推進を図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課
13	新規採用市職員研修の実施	新規採用市職員について男女共同参画に関する基本的な知識と理解を深めるための研修を行います。	総務課
14	市職員研修の実施	管理職を含む市職員について男女共同参画に関する基本的な知識と理解を深めるための研修を行います。	市民協働課
15	女性管理職登用の推進	市女性職員の人材育成に努め、女性管理職の登用を推進します。	総務課
16	職員に対する育児休業・介護休暇制度の周知	職員に対して育児休業・介護休暇制度を周知し、取得しやすい職場環境の醸成に努め、特に、男性職員の育児休業取得を推進します。	総務課

(2) 働く場における男女共同参画と仕事と生活の調和の推進 【女性の活躍推進計画】

性別などにとらわれず一人ひとりが能力を発揮するため、就労条件や就労環境に関する啓発と改善に向けた取組を引き続き推進します。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス[※]）、さらに、少子高齢化が進む中、就労形態やライフスタイルの多様化に対応した子育て・介護の支援体制の充実を図るとともに、高齢者や障害者の社会参画の機会を拡大することにより、自立し安心して暮らしていくための施策を推進していきます。

◆今後の取組◆

① 働く場における男女共同参画の推進

働く場や雇用における男女平等な機会及び待遇を実質的に確保するため、引き続き「男女雇用機会均等法」などの関係法制度の周知や、労働環境・条件に関する情報提供を行います。

また、市民意識調査では、24.9%の人が生活の中で「仕事」が優先されていると回答しているのに対し、「仕事」を優先したいと希望している人は1.5%と、現実と希望ではかなりの差があることから、仕事と生活の調和がとれた働き方に見直すなど、ワーク・ライフ・バランスの促進を図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課
17	市民及び市内事業所への法制度等の周知及び情報提供等	性別による固定的な就労意識や差別等が起こらないよう、「男女雇用機会均等法」などの制度の周知を図るとともに、労働環境の整備などについての情報提供を行います。	産業振興課
18	ワーク・ライフ・バランスの促進	固定的な役割分担意識を見直し、男女共同参画社会を実現するため、ワーク・ライフ・バランスの促進に取り組みます。	市民協働課

※ ワーク・ライフ・バランス：個人がやりがいをもって働き、仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児、介護といった家庭生活や地域活動への参加など、それぞれの生活様式や人生の各段階に応じて多様な生き方を選択し、実現できるようにすること。

② 働く場における女性の活躍の推進

女性の労働力率を年齢階級別にみると、結婚や出産、子育て期にあたる30歳代で一度落ち込み、子育てが一段落する40歳代で再び上昇する「M字型曲線」を描いています。就労が一時中断することは、男性に比べて非正規就労の割合が高いことや賃金格差にもつながっており、女性は職場での地位が低い傾向にあることや貧困状況にも陥りやすい要因の一つと言えます。

自らの意志によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分発揮できる社会の実現を図るため、女性の就業支援や就業環境整備を推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課
19	女性が働きやすい職場環境の推進	家庭生活と両立が可能となる職場環境の推進や、短時間勤務など多様な働き方について普及を図ります。 また、事業主への「女性活躍推進法」の周知を行い、事業主行動計画の策定を促進します。	市民協働課 産業振興課
20	女性のための就業支援と就業情報の提供	家庭の事由により退職した女性の再就職などを支援するとともに、就業情報の提供を行います。	産業振興課
21	起業に対する支援	起業を目指す人に対し、ノウハウの取得や資金調達の情報提供などの支援を行います。	産業振興課

③ 仕事と家事・育児・介護等の両立支援の充実

今回の市民意識調査でも、家事・育児・介護等については、依然として「妻」が担当していると回答している割合が高いのが現状です。

子育て支援、高齢者及び障害者の介護支援など個別計画を定め、仕事と家事・育児・介護等の両立を図り、安心して生活することができるよう、引き続き保育・介護サービスの充実に努めます。

また、男性が家事・育児・介護等に積極的に参画するために、家庭での固定的な性別役割分担意識を解消するとともに、男性の主体的な参画を重視した学習機会や啓発を推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課
22	ファミリー・サポート・センター事業	「子育ての援助を必要とする人」と「子育ての援助ができる人」を会員とするファミリー・サポート・センターを設置し、会員間の相互援助活動により地域の子育て支援を進めます。	子ども課
23	保育サービスの充実	多様な保育ニーズに応えるため、延長保育、一時預かり保育、障害児保育、病児保育などの保育サービスの充実を図るとともに、保護者の所得に応じた保育料を設定し、負担の軽減に努めます。	子ども課
24	放課後児童健全育成事業	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生が放課後や週末等に安心して生活できる居場所として学童クラブを設置し、児童の健全な育成支援に努めます。	子ども課
25	母子家庭等福祉推進事業	母子家庭及び父子家庭等の福祉の充実を目的として自立に向けた資格取得のための給付金や自立支援員による相談などの支援を行います。	子ども課
26	子育て支援の情報提供	広報、ホームページによる周知や子育てガイドブックなどの配布、子育てコンシェルジュによる情報提供のほか、子育て世代が利用しやすい情報提供の充実に努めます。	子ども課
27	男性の育児参加の促進	マタニティセミナーへの両親参加、父子手帳の活用、啓発パンフレットの配布、子育てイベントや子ども広場などを活用し、男性の育児参加について啓発を行います。	子ども課 健康課
28	要保護・準要保護児童生徒就学援助事業	学校教育法第19条に基づき、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。	学校教育課

(3) 地域における男女共同参画の推進

男女がともに地域とのつながりの中で個々の才能を十分発揮できるより良い地域社会の形成を図るため、女性が社会参画をする意義の啓発を行います。

また、地域・社会活動への参画に向けた人材の育成・発掘・活用の支援を推進します。

さらに、家族経営協定の締結促進や女性農業委員などの農村女性リーダーへの活躍支援、女性起業の育成支援を行うことで引き続き農業分野における男女共同参画の推進を図る必要があります。

◆今後の取組◆

① 地域活動における男女共同参画の推進

市民一人ひとりが、個性と能力を発揮し、生きがいを感じながら様々な地域・社会活動に参加するためには、地域に残っている固定的な性別役割分担意識に基づく慣習・慣行を見直すことも必要です。

また、本市の自治会長（区長）の女性比率をみると、令和2（2020）年4月現在1.2%となっており、女性自治会長（区長）の参画が課題となっています。

市では、市民に対し、地域活動やボランティア活動の情報提供を行うほか、指導者や担い手の育成に努めます。

また、方針決定の場への女性の参画を促進するために、活動団体を支援し連携を深め、誰もが個性と能力を発揮できる環境づくりを進めるとともに、自治会などに対し男女がともに主体的に参加できるよう、啓発を図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課
29	ボランティアの育成と活動支援	市民と行政が、互いの特性や能力を活かしながら目的を共有し、地域課題などの解決に向け、男女が連携、協力して取組を進めます。	市民協働課
30	放課後子ども教室推進事業	地域・家庭・学校が連携し、すべての子どもが放課後や週末等を安心して過ごすため、地域の方々の協力を得ながら、学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動を行います。	生涯学習課
31	中学生ボランティアリーダー養成講座	中学生の積極的な社会参加活動の推進を図るため、市内中学生から参加者を募集し、各種ボランティア活動プログラムを実施します。	生涯学習課

No.	事業名	事業内容	担当課
32	初級指導者養成講座	市内の子ども会指導者等を対象に、青少年地域指導者の資質向上を図ることを目的として、性別にかかわらず、各種講座・実技研修等のプログラムを実施します。	生涯学習課
33	沼田市青少年育成相談センター補導員会	補導員としての任務遂行に万全を期し、青少年の健全育成に資するため、補導員相互の連絡調整と研修を実施します。	生涯学習課
34	地域学校協働本部事業	幅広い層の地域住民・団体等が参画するネットワークにより、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とする地域づくりを目指すため、地域・家庭・学校が連携・協働する体制づくりを推進します。	生涯学習課

② 農業・商工自営業等の男女共同参画の推進

農業や商工自営業等の担い手の男女が、ともにその持てる力を十分に発揮できるように、固定的な性別役割分担意識や、それに基づく慣習等にとらわれないよう、各種冊子の配布、組織・団体等との連携による女性の社会参画を推進します。

また、農業委員の女性委員登用などを通じて、方針決定の場への女性の参画を拡大することや、女性起業ネットワークの構築などにより、女性が活動しやすい環境づくりを促進します。

No.	事業名	事業内容	担当課
35	家族経営協定※の推進	家族が、相互に責任のある経営への参画を通じて、魅力的な農業経営を確立するとともに、それぞれの立場を尊重しあい、健康で民主的な明るい家庭を建設するために、「家族経営協定」の締結を推進します。	農業委員会事務局
36	生活研究グループなどの活動支援	女性が活動しやすい環境づくりのため、生活研究グループなどの活動支援を行います。	農林課

※ 家族経営協定：家族経営協定とは、家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐をもって経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、雇用時間や休日・報酬の取り決めなど家族全員が働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

③ 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立します。

また、防災対策は、行政の取組だけではなく自主防災組織や消防団、ボランティア組織など地域の様々な団体と協働で取り組みます。

さらに、被災時の避難所等における多様な被災者のニーズの違いに対応するため、男女共同参画の視点に立った防災対策と災害時支援を推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課
37	男女が参画する防災対策の推進	防災会議において女性委員を委嘱し、女性をはじめとする多様な意見が反映されるよう努めるとともに、地域団体等との協働による防災対策の向上に努めます。	地域安全課

基本目標3 互いに認め合い、安心して暮らせるまち

(1) 生涯を通じた健康づくりの推進

誰もが生涯にわたり健康で自立した生活をするための健康に関する学習機会や情報を提供するとともに、健康増進のための事業を実施し、市民の健康づくりを促進するとともに、暮らしやすい地域づくりを目指します。

◆今後の取組◆

① 個々の性差にも配慮した健康支援の充実

本市では、令和2(2020)年3月に沼田市健康増進計画「健康ぬまた21(第2次)」を策定し、市民が健康な生活を楽しみ、心身ともに豊かな社会生活を送ることができるよう、健康づくりを推進しています。

本市の現状では、死因の第1位は、悪性新生物(がん)であり、全死因の約3割を占めています。悪性新生物(がん)の早期発見・早期治療の為には、定期的ながん検診の受診が重要なため、受診率が向上するよう勧奨に努めています。また、生活習慣病は死因の上位を占める心疾患や脳血管疾患の要因となっており、リスクの高まる年代を対象とした特定健診や特定保健指導の実施率向上が必要です。男性は、特定健診の受診率が女性と比べ8ポイント差で低く、各種の健康プログラムへの参加率も低い状況があります。しかしながら、近年、ウォーキングを取り入れた健康づくり「スマートウェルネスぬまた」への参加やスポーツジムの利用、男性料理教室の参加等、男性の健康に対する関心も高まりつつあり、特性に合った働きかけや健康意識の向上を促進するための支援を継続していく必要があります。

市民一人ひとりが若い年代から健康に関心をもち、ライフステージに応じた健康診査やがん検診を受け、心身の健康を保持・増進し生き生きと暮らしていけるよう、地域ぐるみで健康づくりに取り組む必要があります。そのために、健康に関する学習機会や情報提供に努め、市民が利用しやすい健康増進事業を実施し、その際には、経済的に困窮している人や、移動や情報取得手段が限られる人などにも配慮しつつ、健康づくりを推進するとともに、暮らしやすい地域づくりのための取組を行います。

No.	事業名	事業内容	担当課
38	国民健康保険（特定健康診査事業、特定保健指導事業、人間ドック検診助成事業等）	内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査により、生活習慣の改善が必要な人に特定保健指導を実施します。 人間ドック検診助成により、疾病予防と健康管理意識の高揚を図ります。	国保年金課 健康課
39	がん検診事業（肺がん、胃がん、大腸がん、前立腺がん、子宮頸がん、乳がん）	死亡率の上位を占めるがんに対し、がん検診を実施することにより早期発見、早期治療に努め、市民の健康保持、健康増進に努めます。	健康課
40	健康教育事業 健康相談事業 介護予防普及啓発事業	健康や介護予防に関する正しい知識の普及を図るとともに、適切な指導や支援を行い、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持増進及び主体的な活動の育成に努めます。	健康課
41	地域保健活動事業 （保健推進員、食生活改善推進員等の活動）	地域住民に密着した総合的な健康づくり活動を推進します。	健康課
42	スマートウェルネス推進事業	「歩いて健康になるまちづくり」を目指し、ウォーキングを中心としたスポーツの推進により健康増進を図るとともに、地域を歩くことや健康関連事業への参加でつくポイントを身近な協賛店での買い物に利用できるようにすることで、地域のきずなやまちづくりに取り組みます。	健康課

② 親子の健康づくり

少子化や子育て世帯の孤立化といった社会構造の変化や、核家族や共働き世帯の増加といった家族形態の多様化等、子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。

親子を取り巻く環境が複雑化・多様化する状況において、安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、妊産婦やその家族の健康保持のための健康教育、相談体制の充実に努めるとともに、必要に応じ個々の健康状態に合わせた支援体制の整備を図ります。

また、妊娠、産後、育児中に不安をもつ女性も増えているため、切れ目のない支援体制の構築を目指します。

No.	事業名	事業内容	担当課
43	母子保健相談指導事業（子育て世代包括支援センター、妊婦健康診査、マタニティセミナー、母子訪問、育児相談等）	母性、乳幼児の健康の保持増進のため、妊娠、出産及び育児に関し、個別的・集団的に必要な指導、助言を行い、育児不安を解消し、安心して健やかな子どもを産み育てることが出来るよう支援します。	子ども課 健康課
44	乳幼児健康診査	発達の節目を捉えて健康診査を実施し、成長・発達を確認し心身の異常の早期発見、育児、生活指導を行い、乳幼児の健康の保持増進を図ります。	健康課

(2) あらゆる暴力の根絶 【DV対策基本計画】

すべての人があらゆる人権侵害や暴力から解放され、人間として生まれながらに持っている権利を守っていけるように、人権侵害や暴力の発生を防ぐための啓発活動を推進します。同時に、被害者が自信と尊厳を取り戻せるように、被害者の救済や自立に向けた支援を強化します。

◆今後の取組◆

① 暴力などの発生を防ぐ環境の整備

配偶者等からの暴力（DV）の被害者は多くが女性であり、固定的な性別役割分担意識や女性の経済的自立の困難さ等から女性が軽視され、家庭内の暴力を容認しがちな社会風潮がその背景にあります。

また、子どもや高齢者、障害者等に対する暴力や虐待についても重大な人権侵害となります。

「DV防止法」の周知を図り、暴力を許さないという社会的認識の醸成や、被害者への理解を深めるための意識啓発を推進します。特に若年層に向けては、デートDV防止のための取組を行います。

No.	事業名	事業内容	担当課
45	DVに関する意識啓発	女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶に向けて、パンフレットやホームページ等を活用し市民への意識啓発に努めます。また、若年層へのデートDV防止のための啓発活動を行います。	市民協働課
46	民生児童委員による地域の見守り	民生児童委員と警察署や民間事業者等が協力して、地域における見守り活動に取り組み、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らす事ができる地域づくりを推進します。	社会福祉課

② 被害者に対する支援体制の充実

今回の市民意識調査でも、これまでに配偶者や恋人から何かしら暴力を受けたと答えた人の中で、誰かに相談したか尋ねたところ約3割の人は「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しており、被害が潜在化している状況が継続しています。

相談窓口の周知を図るとともに、研修会等への参加をとおして担当職員の資質の向上を図り、相談しやすく、問題の解決に向けた的確な対応を取れるよう相談体制の充実を図ります。特にDVについては、男性より女性が被害者となることが多く、DVによる精神的な困難に加え、経済的困窮等の複雑な問題を抱えている場合も多いため、被害者が生活を再建していくための支援体制を整備するよう、庁内の関係部署や県などとの連携を強化し総合的な支援に取り組みます。

No.	事業名	事業内容	担当課
47	相談窓口及び支援体制の充実	相談を受ける職員の資質向上を図るとともに、関係部署等との連携を強化し、支援体制の充実に努めます。	市民協働課
48	子ども家庭総合支援拠点による相談の実施	DV被害者と子どもの安全確保に向けて、専門職等の増員による相談体制の強化、総合的かつ継続的な支援を行います。	子ども課
49	要保護児童対策地域協議会による連携	子どもの虐待防止だけでなく、支援を要するすべての子どもとその家庭について、関係機関が情報交換や必要な支援等について協議し連携して対応します。	子ども課

(3) 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

急速な高齢化の進行により、介護を必要とする高齢者が増加するとともに、介護が長期化・重度化する傾向にあり、介護する家族の負担は大きいものとなっています。

今後も、介護が必要な高齢者の数は増加することが予測されており、介護の負担を要介護者の家族、とりわけ女性に集中することなく、介護サービスを利用した社会全体で支えていく仕組みが必要です。そのためには、こうした仕組みの担い手である、福祉の分野で働く人への配慮も忘れることはできません。

また、高齢者や障害者が、その意欲や能力に応じて社会との関わりを持ち続け、社会を支える重要な一員として充実した生活を送れる社会が求められています。

さらに、年々増加している在住外国人については、交流を進め、相互理解を図るとともに、外国人が地域社会から孤立せず、共に安心して暮らしやすいまちづくりを進めるため、国際的視野に立った男女共同参画を推進します。

◆今後の取組◆

① 高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境整備

本市では、「沼田市高齢者保健福祉計画・沼田市介護保険事業計画」、「障害者計画・障害福祉計画」に基づき、様々なサービスの充実を図っています。

男女がともに家庭生活と社会の様々な分野における活動に参画するために、高齢者及び障害者への支援や、男女共同参画の視点から介護をする側への支援の充実に努めます。

また、高齢者、障害者の生活環境の向上や自立支援に取り組み、安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。

No.	事業名	事業内容	担当課
50	高齢者の生きがいづくり	高齢者の社会参加や福祉の向上を図り、充実した生活を送れるよう、各種事業の実施や施設利用の助成等を行います。	介護高齢課
51	日常生活支援	ひとり暮らし高齢者等が安心して生活し続けるため、一声かけ訪問等の見守りや安否確認等の事業により支援するとともに、家族介護の負担軽減に努めます。	介護高齢課

No.	事業名	事業内容	担当課
52	お互いさまのまちづくり	高齢者等が孤立せず、気軽に集える「居場所」の運営や、買い物などの日常生活を支援する「支え合い」等の仕組みなど、安心して住み続けられる地域づくりを、各地域にコーディネーターを配置し、地域の人々との協働により目指します。	介護高齢課
53	認知症にやさしいまちづくり	認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、多彩な協力団体によるネットワークやサポーター養成などにより、認知症に対する正しい知識・理解を深め、地域による見守りや支援体制の強化に努めます。	介護高齢課
54	総合相談支援事業	高齢者やその家族の介護や福祉などの相談に、関係機関とのネットワークを生かしながら、適切なサービスや機関、制度の利用につなげる等の支援を行います。地域包括支援センターを中心に5ヶ所の在宅介護支援センターを窓口とすることで相談しやすい体制をつくります。	介護高齢課
55	包括的・継続的マネジメント支援事業	高齢者に対し包括的かつ継続的にサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援します。	介護高齢課
56	高齢者筋力向上トレーニング事業	高齢者が生きがいを持ち安心して自立した生活ができる地域づくりの実現を図ることを目的とした事業で、地域組織と連携し、公民館など近隣施設で実施することにより、高齢者の体力増進と地域内のコミュニティの推進を図ります。	健康課
57	障害者等の社会参加促進	障害のある人の社会参加の促進と障害のある人に対する理解を深めるため、障害の有無にかかわらず取り組める種目を含めた各種スポーツ事業等を実施します。	社会福祉課
58	障害者等の生活支援	在宅の障害者等のタクシー運賃の一部を援助する等、障害者等の生活を支援します。	社会福祉課
59	障害者等の生活環境の向上	近年、需要が増えているグループホーム（世話人付き集合住宅）の増設は、地域で暮らし続けるための選択肢が増えることにつながります。そのため、その増設を検討し、利用を促進することにより、福祉の増進とともに保護者の心理的負担軽減を図ることを目指します。	社会福祉課

② 国際理解と多文化共生の推進

本市では、中学生の国際交流事業の一環としてスタディツアーの実施や沼田市国際交流協会と協力して多文化共生事業を実施するなど、国際理解を進めています。

今後も国際交流活動の促進により、国際理解を深めるとともに、国際的視野に立った男女共同参画の意識啓発を進めます。

また、生活に必要な情報提供などによる在住外国人（令和2（2020）年4月1日現在の外国人登録数 636 人）への支援に努めるとともに、地域に暮らす外国人との相互理解を深め、外国人もコミュニティの一員として積極的にまちづくりに参画できるよう努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課
60	沼田市中学校国際交流事業	国際交流の振興を図るため、中学生を対象とした海外への派遣事業を実施し、他国の文化体験を通して国際感覚を身につけ、国際性豊かな人間の育成と友好親善に努めます。	学校教育課
61	各種多文化共生イベント・講演会等の実施	国際理解の促進と多文化共生の推進を図るため、市民・民間団体・法人及び行政が互いに協力し、多文化共生イベントや講演会などを開催します。	企画政策課
62	外国人への支援	日本語教室の開催や外国語による相談・情報提供等を行い、在住外国人の生活を支援します。	企画政策課

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、家庭や地域、職場など広範多岐にわたるものであり、今まで以上に市民や事業所、各種団体等の理解と協力が必要となります。そのため、市民と事業所、行政の連携と協働により施策や事業の推進に取り組みます。

また、計画の進捗状況を把握するための進行管理を行い、今後の社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

(1) 市の役割

市は、男女共同参画を推進するため、総合的な施策の着実な実施に努めることをその責務とします。そのため、すべての市民や事業所及び職員に基本的理念を浸透させ、施策の実施にあたっては、市民、事業所等と相互に連携協力し、基本理念に掲げる社会の実現を図ります。

また、本計画の推進及び本市における男女共同参画社会の形成を促進するため、庁内組織の充実及び推進体制の整備に努めます。さらに、有識者や市民代表で構成される沼田市男女共同参画推進委員会を継続して設置し、意見等を反映しながら計画を推進します。

(2) 市民の役割

市民は、男女共同参画についての理解を深め、自ら男女共同参画の推進に努めることをその役割とします。一人ひとりが大切にされ、一人ひとりの痛みや苦しみに寄り添える温かい社会、そんな男女共同参画社会の実現は、沼田市が住みよい地域になっていくために必要なことであり、一人ひとりの気付きと行動が欠かせません。そのため、市民は、市が行う男女共同参画推進の施策に積極的にに関わり、「男女共同参画社会づくり」を目指していかなくてはなりません。

(3) 地域団体・事業所等の役割

地域団体・事業所は、その事業活動に関し、法律の精神に則り、積極的な男女共同参画推進に努めることをその役割とします。そのため、地域団体・事業所は、市が行う男女共同参画推進の施策に協力し「男女共同参画社会づくり」を推進していく必要があります。

(4) 計画の進行管理

本計画をより実効性のあるものとするため、進捗状況や成果を把握し、必要に応じた施策の見直しを行います。

毎年度、各事業の実施状況等について担当課による自己評価を行い、その結果について、沼田市男女共同参画推進委員会での協議及び沼田市男女共同参画庁内推進会議への報告を経て、市民に公表します。

2 数値目標の設定

本計画では、計画の進捗状況や達成度を的確に把握し、評価するため、主な施策に数値目標を設定します。

①本市の特性を勘案し、令和7(2025)年度までに達成すべき目標値を設定します。

目標の指標には「市民意識調査からの目標指標」と「行政の目標指標」の2種類を設けます。

それぞれの指標について、現状値及び令和7年度までに達成すべき目標値を記載し、現状値の基準は、以下のとおりとします。

＜現状値の基準＞

市民意識調査からの目標指標・・・令和元(2019)年に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」の結果の数値
行政の目標指標・・・・・・・・・・令和元年の数値

②国や県において同様の目標値が設定されている場合には、それに準じて設定します。

③本市の総合計画・関連する個別計画・行政改革等で設定している目標値については、その目標値に準じて設定します。

④目標値は、市民、地域、事業所、市の連携・協力により達成するものです。

目標指標

基本目標	項目		現状値 (令和元年)	目標値 (令和7年)	出典・ 担当課	
1 一人ひとりが尊重 されるまち	家庭生活において男女が「平等になっている」と回答した人の割合		47.6%	55.0%	意識調査	
	社会通念・習慣・しきたりにおいて男女が「平等になっている」と回答した人の割合		25.2%	30.0%	意識調査	
	男女共同参画に関する講演会の参加者数		130人	150人	市民協働課	
2 市民が協働し、あらゆる場 に参画できるまち	地域社会において男女が「平等になっている」と回答した人の割合		44.5%	50.0%	意識調査	
	現在の家庭内の役割の中で育児を「夫婦」で 分担している人の割合		23.1%	30.0%	意識調査	
	市の審議会等における女性委員の 割合	※1	24.1%	30.0%	市民協働課	
		※2	17.5%	20.0%		
	女性活躍推進法関係	職場において男女が「平等になっている」と回答した人の割合		42.2%	50.0%	意識調査
		市職員が育児休業制度取得 した割合	男性	0%	10.0%以上	総務課 市民協働課
			女性	100.0%	100.0%	
	市職員の管理職(課長以上)のうち女性の 割合		10.0%	20.0%以上	総務課 市民協働課	
女性の区長・副区長の人数		1人	2人	市民協働課		
家族経営協定の締結数		50組	60組	農業委員会 事務局		
3 互いに認め合い、 安心して暮らせるまち	DVを経験した(「受けたこと がある」、「したことがある」) と回答した人の割合	身体	6.1%	0%を目指す	意識調査	
		精神	9.2%			
		性的	2.8%			
		経済的	4.2%			
		社会的	4.6%			
	国民健康保険特定健康診査 の受診率	男性	46.3%	60.0%	国保年金課 健康課	
		女性	54.3%	60.0%		
乳がん・子宮頸がん・前立腺 がん検診の受診率	乳がん	13.6%	50.0%	健康課		
	子宮頸がん	13.0%	50.0%			
	前立腺がん	13.3%	50.0%			

※1 女性委員比率の目標の審議会等 ※2の地方自治法第202条の3に基づく審議会等及び要綱や規則により設置された審議会等 (平成24年4月1日から調査開始)

※2 地方自治法第202条の3に基づく審議会等 法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。